

今治市景観計画の解説

未来へつなぐ夢海道

～山からまちへ、まちから海へ、きらめく風景海道づくり～



今 治 市

【目 次】

はじめに	1
1 .景観計画の概要	3
2 .景観形成の視点	9
3 .景観形成基準の解説	21
4 .届出の様式	47
5 .参考資料	57

はじめに

解説の目的と利用方法

- ・ 今治市では、景観法*¹に基づく「今治市景観計画」(以下「景観計画」といいます。)を策定し、今治市景観条例を制定しました。
- ・ 良好な景観を形成するため、大規模な建築行為や開発行為等を行う場合には、周辺の景観に配慮していただく必要があります。景観計画では、このような大規模行為を行うに当たって配慮すべき事項を景観形成基準として定めています。
- ・ この冊子は、景観計画において定めている景観形成基準の内容を理解していただくために、個々の基準の趣旨や考え方を解説したものです。土地の造成や新たな施設の建築を計画する場合等に活用してください。

* 1 : 平成 16 年に制定された、わが国で初めての景観に関する総合的な法律です。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観形成の理念及び住民、事業者、行政の責務を明確化しています。また、景観計画の策定など、景観形成のための行為規制を行う仕組みや支援の仕組みを備えています。

景観まちづくりの効果

- ・ 景観は、その地域で永く営まれてきた人々の生活や活動の積み重ねが目に見える形となって表れたものです。そのような独自性を持った、地域の歴史や文化を生かした景観まちづくりを通じて、次のような地域の活力に結びつくことが期待されます。

豊かな自然の保全と環境負荷の低減

- ・ 地域の景観を構成する地形や植生、土地利用への理解を深めることで、貴重な森林・緑を健全な状態で次世代へ引き継ぐ取組が促進され、多様な生態系の保全に結びつきます。
- ・ 自然を大切にす意識の向上とあわせて、地域産材の利用や自然エネルギーの導入など、環境に配慮した暮らしの意識を高めます。

地元定着率の向上と快適な暮らしの実現

- ・ 市民の皆さんが郷土をこれまで以上に意識し、地域に対する愛着と誇りを強く持つことにつながります。
- ・ 景観まちづくりの結果として生まれる良好な景観は、そこに暮らす人々にとって快適な生活環境をもたらします。

観光振興と交流人口の増加

- ・ 日本の原風景ともいべき瀬戸内の自然美と、しまなみ海道の人工美が織りなす景観を観光交流資源として磨き上げることで、サイクリング、ウォーキング、グリーンツーリズム等の交流活動が活性化されます。
- ・ 海とともに発展してきた、今治市の海事にまつわる歴史や文化が保全、継承されることで、海事都市今治のブランドイメージを高めます。

1. 景観計画の概要

景観計画とは、良好な景観形成に向けてのルールを定めるものです

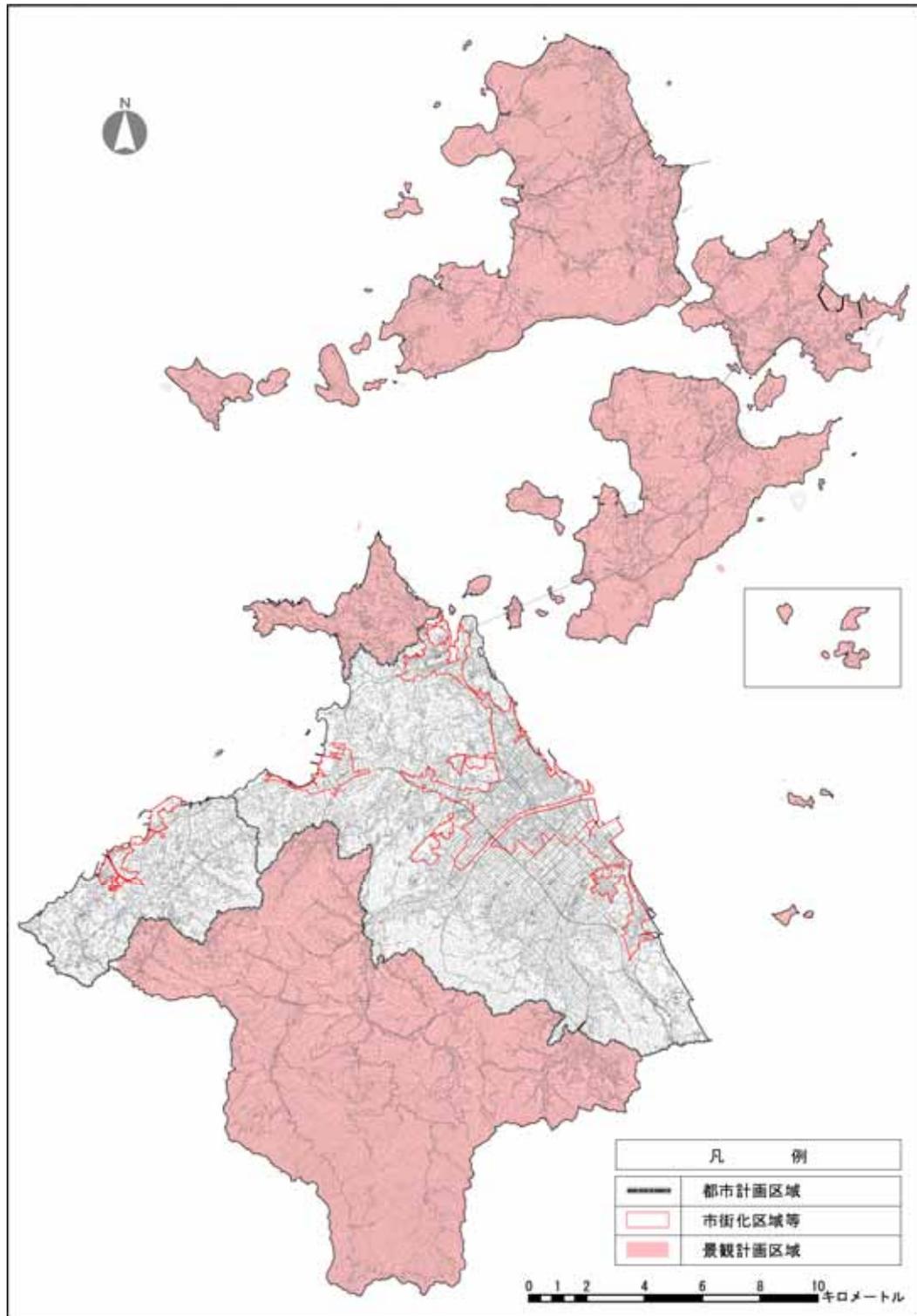
- ・ 景観計画とは、市民・事業者の皆さまのご理解とご協力の下、今治らしい景観まちづくりを進めるため、どのような行為をどのように誘導していくかといった景観に関するルールを定めるものです。
- ・ 平成 23 年度に策定した景観計画では、「今治市景観マスタープラン^{* 2}」(平成 21 年 12 月)に定めた景観まちづくりの第 1 歩として、自然景観と調和した建築物や開発等を誘導するための景観ルールを設定しています。

* 2 : 今治らしい景観と景観まちづくりの基本的な方向を明らかにするとともに、関連する施策を総合的かつ計画的に進めるため、その展開方針を定めています。



景観ルールの適用範囲（景観計画区域）

- ・ 景観ルールが適用される範囲（景観計画区域）は、今治市域のうち都市計画区域を除く区域になります。ただし、小島、来島、比岐島、小比岐島、平市島、小平市島、弓杖島、怪島、臍島等の島々は含まれます。（豊かな自然景観を守るために第一次景観計画区域として設定しています。）
- ・ 将来的には、地域又は地区の個性を特徴付ける景観資源の保全等を図るため、市内全域に区域を拡大する予定です。



景観ルールのおらまし

- ・ 景観計画では、自然景観と調和した建物や開発等を誘導するため、一定規模以上の建築行為や開発行為等を行う際の基準を景観形成基準として設定しています。
- ・ 一定規模以上の建築行為や開発行為等をしようとする場合は、この基準に基づいて良好な景観が形成されるように、届出の手続が必要となります。

一定規模以上の建築行為や開発行為等は、良好な景観が形成されるように、景観形成基準への適合を義務化

一定規模以上の建築行為や開発行為等をしようとする場合は、景観形成基準への適否を審査するため、着手の前に届出の手続が必要

景観法に基づく届出

届出の必要な行為

- ・ 次の表に掲げる行為をしようとする場合は、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ届出の手続が必要となります。

行為の種類別		対象となる規模等
建築物		高さが 13m を超えるもの 延べ床面積が 1,000 m ² を超えるもの
工作物	・ 新築（新設） ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転 ・ 外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更 ^{* 3}	高さが 13m を超え、又は築造面積が 1,000 m ² を超える以下のもの ア 電波塔（携帯電話の基地局等） イ 石油、ガス、セメント、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設 ウ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの エ 太陽光発電設備（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）及び風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備 高さが 30m を超える電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線
開発行為		開発区域が 3,000 m ² を超えるもの
土石の採取		面積が 1,000 m ² を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積		面積が 1,000 m ² を超えるもの

* 3：外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更は、表中の規模を超える建築物又は工作物で、変更面積が外観の過半となるものが対象となります。

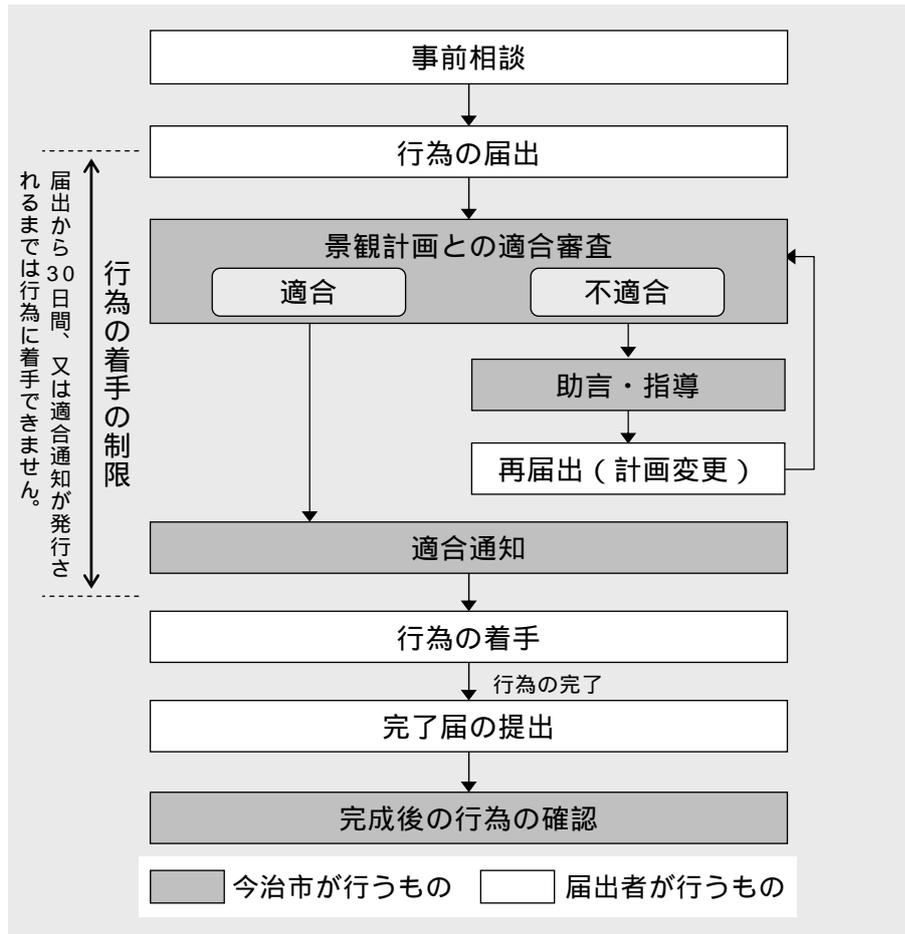
届出が不要となる行為

- ・ 上記の規定にかかわらず、次の行為は、景観法に基づく届出は不要です。（ただし、他法令の手続等が必要な場合があります。）

1. 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等、仮設の建築物の建築等、仮設の工作物の建設等 など）
2. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
3. 景観重要建造物の増改築等で、市長の許可を受けて行う行為
4. 愛媛県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
5. 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積で、堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの
6. 自然公園法の許可若しくは届出に係る行為
7. 愛媛県県立自然公園条例の許可若しくは届出に係る行為
8. 文化財保護法の許可若しくは届出等に係る行為
9. 愛媛県文化財保護条例の許可若しくは届出に係る行為
10. 今治市文化財保護条例の許可に係る行為
11. 採石法の認可に係る行為

届出の流れ

- ・ 届出の必要な行為をしようとする場合は、着手の前に所定の様式を提出してください。その後、景観形成基準に基づいて市で審査を行い、結果を届出者に通知します。
- ・ 届出から 30 日間、又は適合通知が発行されるまでは、行為に着手できません。
- ・ 届出の手続を円滑に進めるため、**届出前の事前相談を随時受け付けています**ので、お気軽にお問い合わせください。



この届出とは別に、建築基準法に基づく確認申請、都市計画法に基づく開発許可申請など、他の法令に基づく手続が必要です。
届出の手続を円滑に進めるため、他の法令の手続を行う前に、届出前の事前相談をしていただくようお願いします。

違反に対する罰則等

- ・ 届出の内容が明らかに景観形成基準に適合しない場合は、勧告を行います。
- ・ 届出しなかった場合や虚偽の届出をした場合等は、罰せられることがあります。

項目	処分・罰則
基準に適合しない場合	勧告
勧告に従わない場合	その旨を公表
無届・虚偽の届出、行為の着手制限違反	罰金

届出に必要な図書

- ・ 行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を記載した届出書（48ページと49ページ）に次の図書を添えて、原則として正本1部、副本1部、あわせて2部を提出してください。

図書の種類	明示すべき事項	建築物の建築等	工作物の建設等	開発行為	土石の採取	土石等の堆積
位置図 （付近見取図）	1) 当該行為を行う区域の位置、2) 行為地周辺の土地利用及び地形等の状況 （縮尺 1/2,500 以上）					
写真	当該行為を行う区域及びその周辺の状況 （近景及び中遠景の写真）					
配置図	当該届出の対象となる建築物又は工作物の位置					
立面図	当該届出の対象となる建築物又は工作物の立面（色・素材・外部仕上げ等を含む）					
平面図	1) 当該行為を行う区域の境界、2) 法面の位置、形状及び勾配、3) 擁壁、配水施設及び道路の位置及び形状、4) 切土又は盛土をする土地の部分 （縮尺 1/1,000 以上）					
断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面（高低差が2m未満の場合は、省略できる） （縮尺 1/1,000 以上）					
チェックシート	景観形成基準に基づき配慮した事項 （53ページから56ページのチェックシートを活用）					

届出内容を変更する場合

- ・ 行為の届出後、設計又は施行方法等を当初の届出内容から変更しようとする場合は、変更届出書（50ページ）の提出が必要となります。
- ・ 変更届出書には、変更に係る上記の図書を添付してください。
- ・ 変更部分については、変更の届出から30日間、又は適合通知が発行されるまでは、行為に着手できません。

2. 景観形成の視点

良好な景観形成に関する考え方

海からの眺めを大切にしましょう

- ・ 今治市の最大の個性は、何といても「海のまち」であり、全国でも唯一の「海峡が真ん中にあるまち」です。建築行為や開発行為等をしようとする場合は、敷地近辺のみならず、観光船やフェリー等の航路、瀬戸内しまなみ海道の橋梁又は対岸からといった海上からの見え方に配慮してください。

地域の景観特性に応じて、景観を構成する重要な要素を保全しましょう

- ・ 海、島、山、川の自然に恵まれた今治市には、自慢できる景観がたくさんあります。
- ・ 景観計画区域内の景観は、遠景から中景の領域を中心として、おおむね次のような分類に区分できます。建築行為や開発行為等をしようとする場合は、地域の景観特性に応じて、それぞれの景観を構成する重要な要素を保全するようにしてください。

島嶼部の景観分類

今治らしさ	分類	概要	景観イメージ
豊かな自然 景観	多島海の眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空と海と島の輪郭がつくる、古くから多くの人々を魅了してきた景観 	
	瀬戸の眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入り組んだ海岸線と小さな島々がつくる奥行き感と囲繞感のある景観 ・ 潮流等の海面の表情が特徴的な景観 	
	独立峰の眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八幡山、宝股山、鷲ヶ頭山等の印象的な山容を眺める地域や海上の目印となる景観 	
人と自然の 共生景観	海辺の集落の眺め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急峻な山々が迫る海辺に形成された集落の景観 ・ 同じような形態、色彩、素材等で建築された家屋が建ち並びまとまり感のある景観 	

陸地部の景観分類(山間部^{*4})

今治らしさ	分類	概要	景観イメージ
豊かな自然 景観	山並みの眺め	<ul style="list-style-type: none"> 重層する奥山と里山の輪郭がつくる景観 	
	川の眺め	<ul style="list-style-type: none"> 谷間を蛇行する川の流れと、河川両側の山々、河畔林等が一体となった自然性に満ちた景観 	
人と自然の 共生景観	里の眺め (集落の眺め)	<ul style="list-style-type: none"> 地形の条件を尊重しつつ、農林業の営みを通じて継承されてきた景観 里山や農地、河川等と、これらと調和する集落とが一体となった景観 	

* 4 : 東三方が森や楢原山など高縄山地の奥深い山々に抱かれた朝倉地域や玉川地域等が該当します。

陸地部の景観分類(半島先端部^{*5})

今治らしさ	分類	概要	景観イメージ
豊かな自然 景観	多島海と瀬戸 の眺め	<ul style="list-style-type: none"> 空と海と島の輪郭がつくる、古くから多くの人々を魅了してきた景観 	
人と自然の 共生景観	海辺の集落の 眺め	<ul style="list-style-type: none"> 急峻な山々が迫る海辺に形成された集落の景観 同じような形態、色彩、素材等で建築された家屋が建ち並びまとまり感のある景観 	

* 5 : 三方が海に面した高縄半島先端の波方地域が該当します。

景観形成の視点 [島嶼部]

多島海の眺め

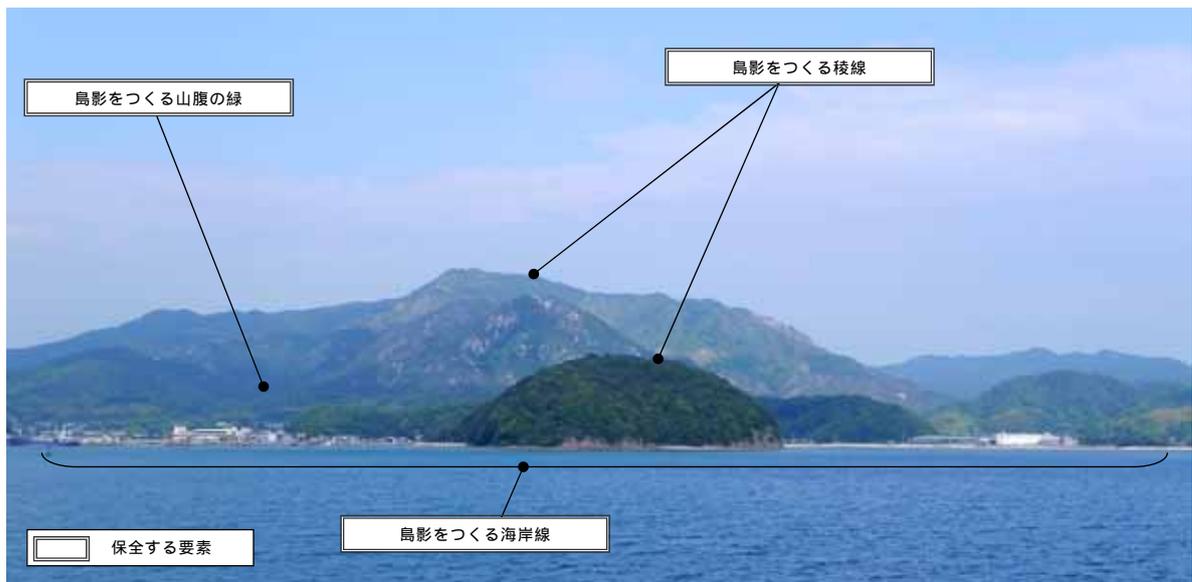
景観の解説

- ・ 多島海の眺めとは、自然が織りなす空と海と島の輪郭がつくる風景の美しさです。
- ・ 特に、動きのある視点で次々に島が現れ、新しい風景が開ける海上からの眺めと、多島海の島影や複雑な地形、島の脊椎を成す山稜等が 360 度開ける山頂からの眺めは、古くから多くの人々を魅了してきた景観です。

保全する要素

島影をつくる稜線と海岸線、山腹の緑

- ・ 海面に浮かぶ島々の輪郭をつくる稜線と海岸線、面的な景観対象となる山腹の緑を乱さないことが大切です。



景観形成の視点

地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮しましょう
斜面地の開発は樹林地と調和させましょう
既存の樹林を適切に保全しましょう
大規模な建築物等を目立たなくするように工夫しましょう
背後の山並みとの連続性を確保しましょう

瀬戸の眺め

景観の解説

- ・ 入り組んだ海岸線と小さな島が複雑に織りなす瀬戸の眺めは、奥行き感と^{いじょう} 囲繞* 6 感のある景観です。また、静かな海面が多い瀬戸内海の中で、白波を立てて川のように流れる潮流や水軍城跡や砲台跡等の歴史的遺産を有しているなど、瀬戸は景観資源の宝庫です。
- ・ 瀬戸に面して立地する建築物等は、観光船やフェリー等の航路、対岸から容易に眺められる対象になることに留意する必要があります。

* 6 : まわりを取り囲むこと。

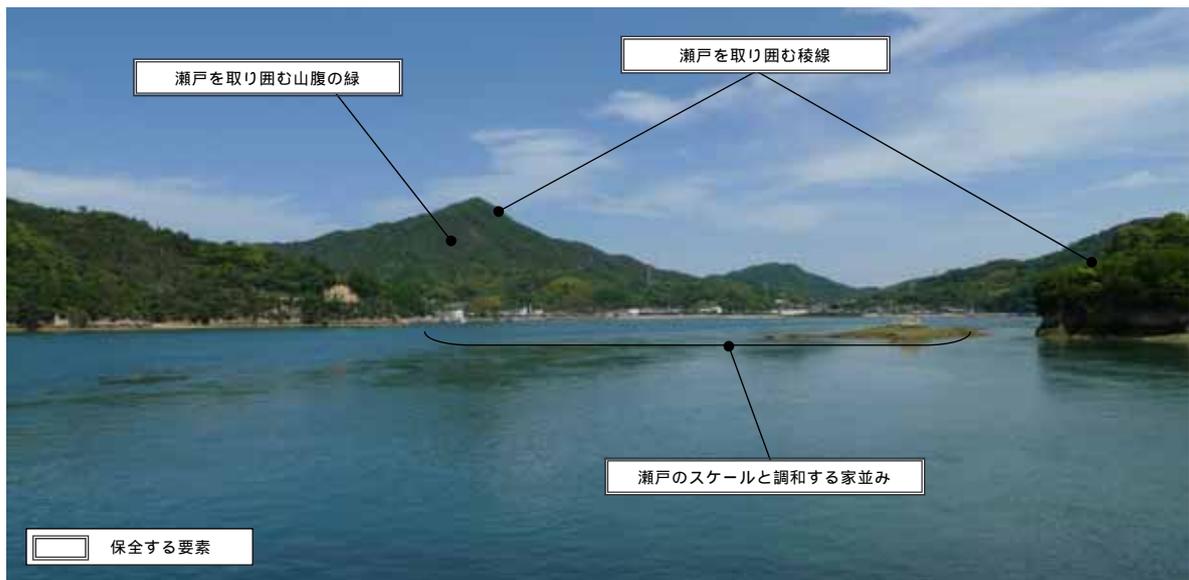
保全する要素

瀬戸を取り囲む稜線、山腹の緑

- ・ 複雑で急峻な山々と丘陵が取り囲んでいる囲繞感のある景観を保全するため、連続する稜線と山腹の緑を乱さないことが大切です。

瀬戸のスケールと調和する家並み

- ・ 瀬戸の眺めの特徴を最も感じる事が出来る中景域において、瀬戸の奥行きを保全するため、瀬戸のスケールと調和する家並みを乱さないことが大切です。



景観形成の視点

地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮しましょう
斜面地の開発は樹林地と調和させましょう
既存の樹林を適切に保全しましょう
大規模な建築物等を目立たなくするように工夫しましょう
背後の山並みとの連続性を確保しましょう

海辺の集落の眺め

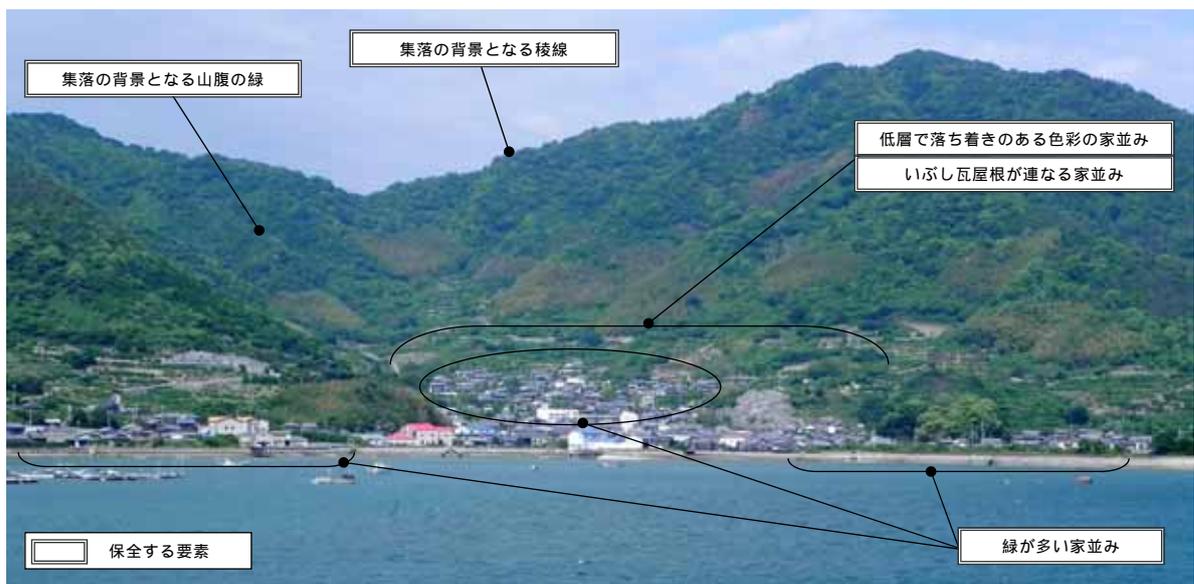
景観の解説

- ・ 島嶼部の集落は、家屋が群としてひとつの固まりのように分布しています。急峻な山々が迫る海辺等に形成された集落への眺めは、同じような形態、色彩、素材等で建築された家屋が建ち並ぶまとまり感のある景観です。
- ・ 棧橋付近には港湾施設や倉庫等が見られるものの、低層の瓦葺民家が落ち着いた色彩で揃っています。加えて敷地内に緑が多いため、周辺の自然と調和して、また船溜りや柑橘畑と一体となって、瀬戸内海らしさを印象付けます。

保全する要素

集落の背景となる稜線、山腹の緑

- ・ 山すその集落と一体となって認識される稜線と山腹の緑を乱さないことが大切です。
低層で落ち着いた色彩の家並み、いぶし瓦屋根が連なる家並み
- ・ 低層で落ち着いた色彩の家並み、いぶし瓦屋根が連なる家並みとの調和を図るため、ある程度の変化を持たせながらも、既存の民家との連続性や統一感に配慮することが大切です。
緑が多い家並み
- ・ 敷地内に緑が多い家並みとの調和を図るとともに、建築物等と緑が一体となって、背景となる山並みとの連続性を乱さないことが大切です。



景観形成の視点

- 地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮しましょう
- 斜面地の開発は樹林地と調和させましょう
- 既存の樹林を適切に保全しましょう
- 大規模な建築物等を目立たなくするように工夫しましょう
- 背後の山並みとの連続性を確保しましょう
- 民家との連続性や統一感に配慮しましょう

独立峰の眺め

景観の解説

- ・ 独立峰への眺めは、地域や海上の目印となる景観です。独立峰は日常よく見上げる対象となるため、ふるさとの面影として認識され易い山といえます。
- ・ 周囲の尾根から突き出た山容は、瀬戸の奥行きを強調し、また集落の特徴的な背景となる存在等として、多島海や瀬戸の眺め、海辺の集落の眺めの景観的な付加価値となっています。

保全する要素

印象的な山容をつくる稜線、山腹の緑

- ・ 円錐形等の印象的な山容をつくる稜線と山腹の緑を乱さないことが大切です。



景観形成の視点

地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮しましょう
斜面地の開発は樹林地と調和させましょう
既存の樹林を適切に保全しましょう
大規模な建築物等を目立たなくするように工夫しましょう
背後の山並みとの連続性を確保しましょう

景観形成の視点 [陸地部(山間部)]

山並みの眺め

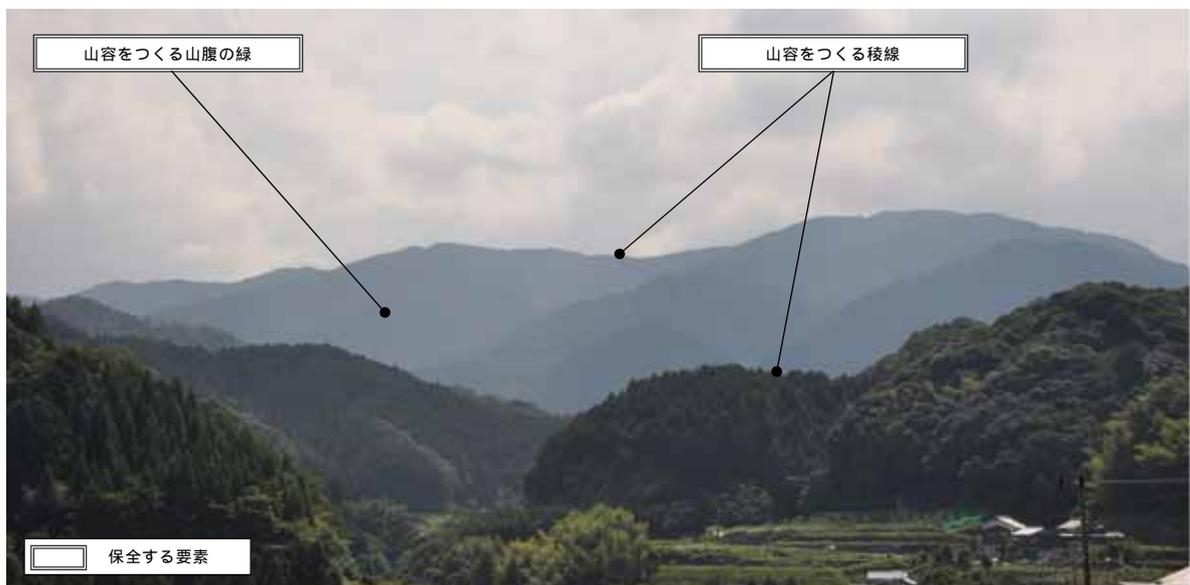
景観の解説

- ・ 山並みの眺めとは、奥山と里山の輪郭が重層する風景の美しさです。
- ・ 特に、幽玄な奥山の山並みは、豊かな水を育む「水源の森」として、水源涵養^{かんよう}や国土保全等の面からも重要な役割を担っています。

保全する要素

山谷をつくる稜線と山腹の緑

- ・ 重層する山々の輪郭をつくる稜線と、面的な景観対象となる山腹の緑を乱さないことが大切です。



景観形成の視点

地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮しましょう
斜面地の開発は樹林地と調和させましょう
既存の樹林を適切に保全しましょう
大規模な建築物等を目立たなくするように工夫しましょう
背後の山並みとの連続性を確保しましょう

川の眺め

景観の解説

- ・ 川の眺めは、蒼社川や頓田川など谷間を蛇行する川の流れと、河川両側の山々、河畔林、河床の岩等とが一体となった自然性に満ちた景観です。
- ・ 上流域の鈍川渓谷では、四季折々に変化する山々と清流がつくる景観が多くの人を魅了し、周辺の地形とともに優れた景勝地となっています。中流域では、河川を挟んで農地、山地といった連続した土地利用が調和しています。

保全する要素

河川を取り囲む稜線、山腹の緑

- ・ 河道の蛇行や水の動き、四季の移ろいなど自然性に満ちた景観を保全するため、河川両側の稜線と山腹の緑を乱さないことが大切です。

自然環境の連続感

- ・ 河畔林等の特徴的な樹林を保全するとともに、河川から河川両側の山々にかけての自然環境の連続感を乱さないことが大切です。



景観形成の視点

- 地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮しましょう
- 斜面地の開発は樹林地と調和させましょう
- 既存の樹林を適切に保全しましょう
- 大規模な建築物等を目立たなくするように工夫しましょう
- 背後の山並みとの連続性を確保しましょう

里の眺め（集落の眺め）

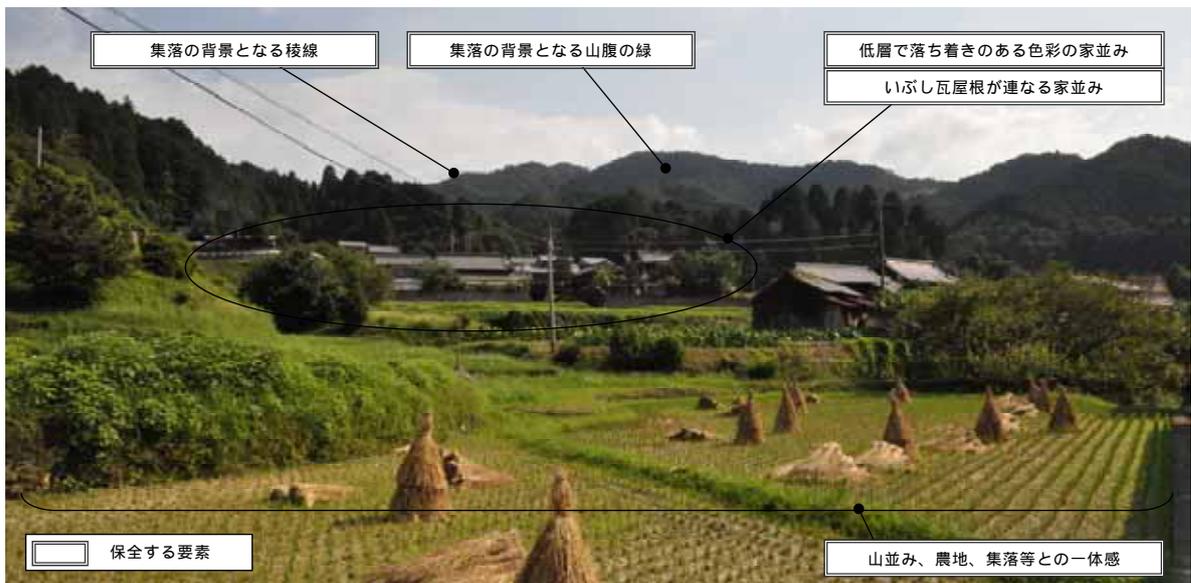
景観の解説

- ・ 集落の眺めは、地形の条件を尊重しつつ生産し、居住するといった農林業の営みを通じて継承されてきた里の景観です。緑豊かな山々と谷間の農地、河川、集落等が相互に結びついた一体的な空間を構成しています。
- ・ 山並み、農地と調和する集落は、低層の瓦葺民家が落ち着いた色彩で揃っています。また、農地の石積や鎮守の森等が景観を特徴付けています。特に、農地越しに見る山すその集落と里山が一体となった景観は、原風景的な懐かしい印象を与えてくれます。

保全する要素

集落の背景となる稜線、山腹の緑

- ・ 山すその集落等と一体となって認識される稜線と山腹の緑を乱さないことが大切です。低層で落ち着いた色彩のある家並み、いぶし瓦屋根が連なる家並み
 - ・ 低層で落ち着いた色彩のある家並み、いぶし瓦屋根が連なる家並みとの調和を図るため、ある程度の変化をもたせながらも、既存の民家との連続性や統一感に配慮することが大切です。
- 山並み、農地、集落等との一体感
- ・ 敷地内の緑や鎮守の森等は、農地越しに見る集落の見え隠れを演出し、山並みとの一体感を高めています。このような修景手法をお手本として山並み、農地、集落等との一体感を乱さないことが大切です。



景観形成の視点

- 地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮しましょう
- 斜面地の開発は樹林地と調和させましょう
- 既存の樹林を適切に保全しましょう
- 大規模な建築物等を目立たなくするように工夫しましょう
- 背後の山並みとの連続性を確保しましょう
- 民家との連続性や統一感に配慮しましょう

景観形成の視点 [陸地部 (半島先端部)]

多島海と瀬戸の眺め

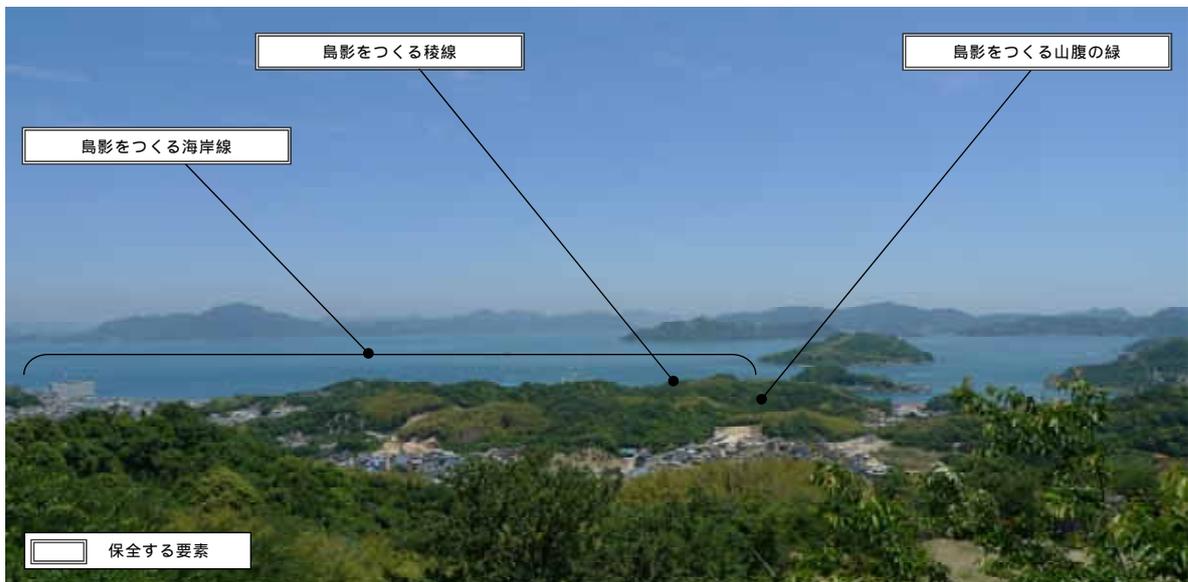
景観の解説

- ・ 多島海と瀬戸の眺めとは、空と海と島の輪郭がつくる風景の美しさです。
- ・ 海山等の山頂展望台やフェリー航路等からは、来島海峡を挟んで、島嶼部の島々と一体となった景観を眺めることができます。

保全する要素

島影をつくる稜線と海岸線、山腹の緑

- ・ 島影として認識される山々の稜線と海岸線、面的な景観対象となる山腹の緑を乱さないことが大切です。



景観形成の視点

地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮しましょう
斜面地の開発は樹林地と調和させましょう
既存の樹林を適切に保全しましょう
大規模な建築物等を目立たなくするように工夫しましょう
背後の山並みとの連続性を確保しましょう

海辺の集落の眺め

景観の解説

- ・ 島嶼部と似た特徴を持つ海辺に形成された集落の眺めは、同じような形態、色彩、素材等で建築された家屋が建ち並ぶまとまり感のある景観です。
- ・ 棧橋付近には港湾施設や倉庫等が見られるものの、低層の瓦葺民家が落ち着いた色彩で揃っています。また、船溜りや柑橘畑等と一体となって、瀬戸内海らしさを印象付けます。

保全する要素

集落の背景となる稜線、山腹の緑

- ・ 山すその集落と一体となって認識される稜線と山腹の緑を乱さないことが大切です。
低層で落ち着いた色彩のある家並み、いぶし瓦屋根が連なる家並み
- ・ 低層で落ち着いた色彩のある家並み、いぶし瓦屋根が連なる家並みとの調和を図るため、ある程度の変化を持たせながらも、既存の民家との連続性や統一感に配慮することが大切です。



景観形成の視点

地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮しましょう
斜面地の開発は樹林地と調和させましょう
既存の樹林を適切に保全しましょう
大規模な建築物等を目立たなくするように工夫しましょう
背後の山並みとの連続性を確保しましょう
民家との連続性や統一感に配慮しましょう

3. 景観形成基準の解説

建築物の建築等に係る事項

景観形成基準

項目	景観形成基準
1. 形態、意匠	<p>ア 地域を代表する歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、形態及び高さ等を総合的に検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。</p> <p>イ 周辺の建築物の多くが伝統的ないぶし瓦の勾配屋根を持った地区にあつては、勾配屋根を設けること。ただし、当該建築物全体の意匠との調和を図ることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 屋上に設ける建築設備は、海上又は主要な道路から見えにくい位置に設けること。これにより難しい場合は、壁面の立ち上げ又はルーバー等により適切な覆い処置を講ずること。</p>
2. 色彩	<p>ア 外壁及び屋根の基調となる色は、けばけばしい色彩とせず、次の色彩を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材又は伝統素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>R(赤)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系の色相で、彩度が6を超えるもの、又は、明度が8を超えるもの。</p> <p>その他の色相で、彩度が4を超えるもの、又は、明度が8を超えるもの。</p>
3. 素材	<p>ア 光沢のある素材を屋根、壁面の大部分にわたって使用しないこと。</p>
4. 緑化・樹木等の保全	<p>ア 敷地内の緑化に努めること。緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。</p> <p>イ 敷地内に生育する樹林は、できる限り保全に努めること。</p>

(1) 形態、意匠

ア 地域を代表する歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、形態及び高さ等を総合的に検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。

解説

- ・ 歴史的建造物等の優れた景観資源そのものは、文化財指定等によって適正な保全が図られていますが、文化財指定等は建造物等を単体で指定しているため、その周辺の景観まで保全されているわけではありません。そのため、このような景観資源に建築予定地が近接する場合は、形態や高さ等について配慮を求めるものです。

地域を代表する歴史的建造物等の優れた景観資源とは

- ・ 国宝又は重要文化財に指定されている建造物、景観重要建造物及び景観重要樹木^{*6}を指します。

*6：地域の景観形成の核となる建築物・工作物又は樹木を積極的に保全するため、景観法の規定に基づき市長が指定するものです。

景観への影響を最小限にとどめるよう配慮することについて

- ・ 建築予定地が大山祇神社に近接する場合は、境内とその背景にある空間とが一体となって形成する景観についても考慮し、境内からの眺めを阻害しない高さとしてください。



イ 周辺の建築物の多くが伝統的ないぶし瓦の勾配屋根を持った地区にあっては、勾配屋根を設けること。ただし、当該建築物全体の意匠との調和を図ることが困難な場合は、この限りでない。

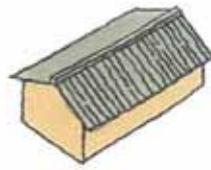
解説

- ・ いぶし瓦の勾配屋根を持った住宅等が多い既存集落において、極度に違和感のある屋根の形態は避けて、周辺の家並みとの調和を求めるものです。
- ・ ただし、屋上への設備の設置や屋上の利用等の必要性から勾配屋根の設置が困難な場合、また、建築物の規模が大きく、勾配屋根とすると過大な屋根面が発生する場合等において、必ずしも勾配屋根の設置を求めているものではありません。

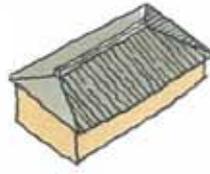
屋根の形態について

- ・ 勾配屋根の形態は、既存集落に多く用いられている切妻屋根、寄棟屋根又は入母屋屋根の設置に努めてください。

屋根の形態の事例



切妻屋根



寄棟屋根

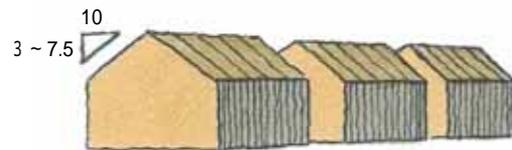


入母屋屋根

屋根の勾配について

- 屋根の勾配は、「瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）管理計画書」（平成 22 年 6 月策定）に準拠し 10 分の 3 以上、10 分の 7.5 未満としてください。

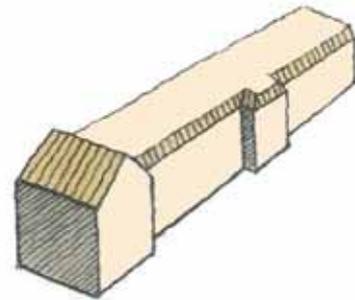
屋根の勾配



勾配屋根を設けることが困難な場合の措置

- 勾配屋根の設置が困難な場合であっても、建築予定地が海上から眺められる位置にある場合は、屋根デザインの工夫に努めてください。
- 勾配屋根とすると過大な屋根面が発生する場合であっても、外壁面の分節化等により、屋根面を小さく見せることができます。大規模な建築物による威圧感や単調さを軽減する効果もあります。

屋根デザインの工夫イメージ



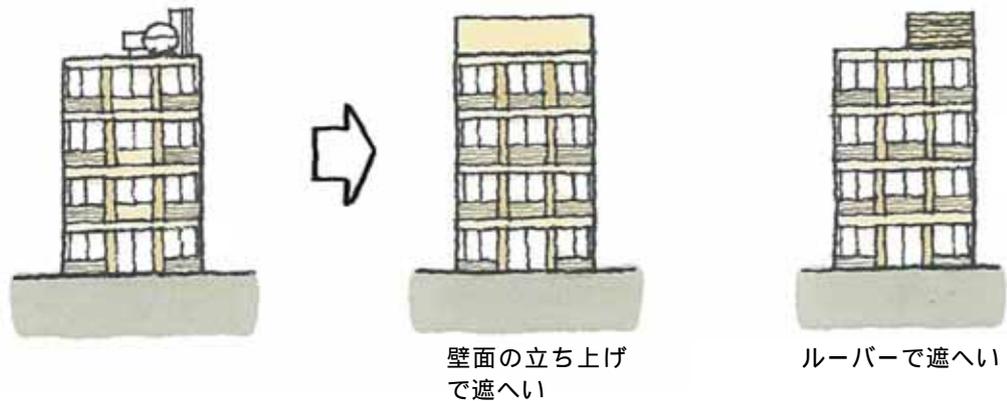
勾配屋根を模した壁面の立ち上げ

ウ 屋上に設ける建築設備は、海上又は主要な道路から見えにくい位置に設けること。
これにより難しい場合は、壁面の立ち上げ又はルーバー等により適切な覆い処置を講ずること。

解説

- ・ 屋上に設ける建築設備は、その形態や外観が建築物と異なることが多く、露出した設備類や突出した凸凹は、建築物の美観や周辺の景観を損ねることがあります。そのため、屋上に設ける建築設備に対して、建築物本体及び周辺の景観との調和を求めるものです。

屋上設備の修景イメージ



(2) 色彩

ア 外壁及び屋根の基調となる色は、けばけばしい色彩とせず、次の色彩を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材又は伝統素材を使用する場合は、この限りでない。

R（赤）系、Y R（黄赤）系、Y（黄）系の色相で、彩度が6を超えるもの、又は、明度が8を超えるもの。

その他の色相で、彩度が4を超えるもの、又は、明度が8を超えるもの。

解説

- ・ けばけばしい色彩とは、例えば、むらさきやピンクのような色相自体がその印象を与えるもののほか、彩度や明度が極端に高いものが含まれます。
- ・ けばけばしい色彩は、緑の山並みを背景とした景観に違和感を与え、浮き出す恐れがあるため、外壁及び屋根に使用する色彩については、できるだけ彩度を低くするなど、自然の色彩になじむよう配慮を求めるものです。

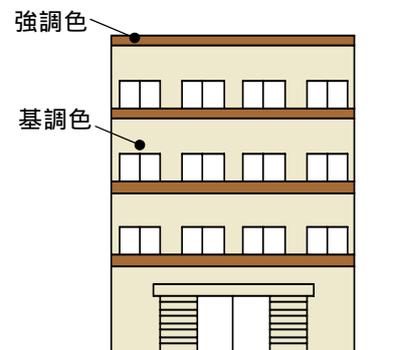


使用できる色彩の範囲

- ・ 外壁及び屋根の基調となる色（基調色）については、「マンセル表色系」により明度及び彩度の上限値を定めています。この上限値を超える色彩は、主要な外壁及び屋根に使用することができません。
- ・ 強調色として使用する色彩の明度及び彩度の上限値は定めていませんが、強調色として認める範囲は、開口部を除く見付面積の20%以内とします。

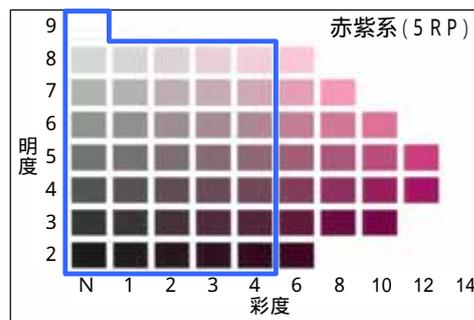
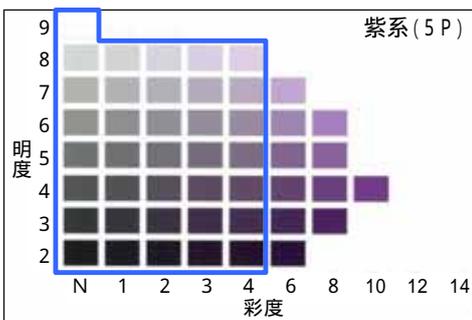
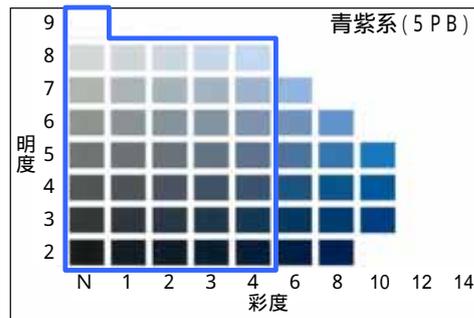
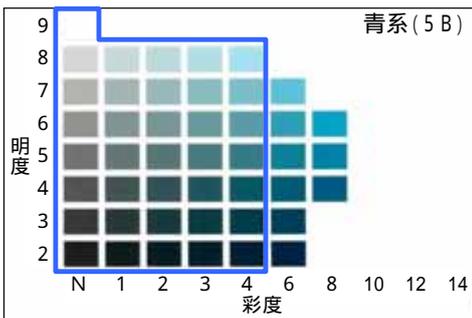
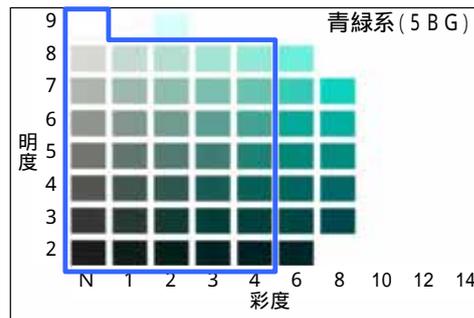
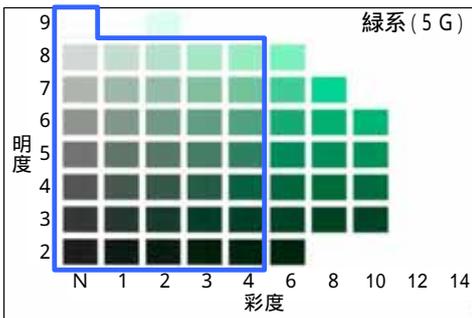
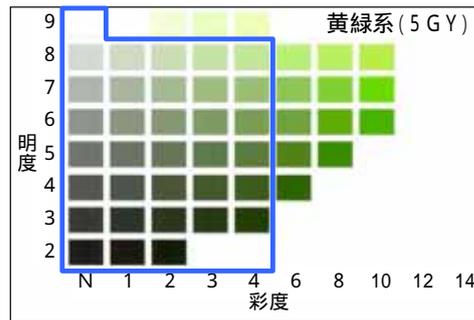
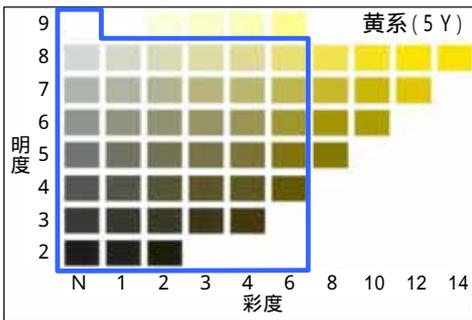
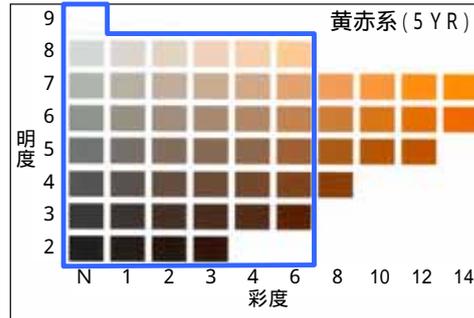
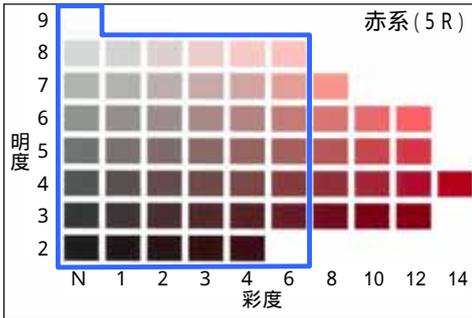
基調色と強調色

分類	内容
基調色	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな面積を占める色です。 ・ 基調色の色彩が周辺景観に大きく影響します。
強調色	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠的に用いる小面積の色です。 ・ 単色表現にはない変化をつくる事が出来ます。 ・ 強調色として認める範囲は、開口部を除く見付面積の20%以内とします。



使用できる色彩の範囲

 外壁及び屋根の基調色に使用できるもの



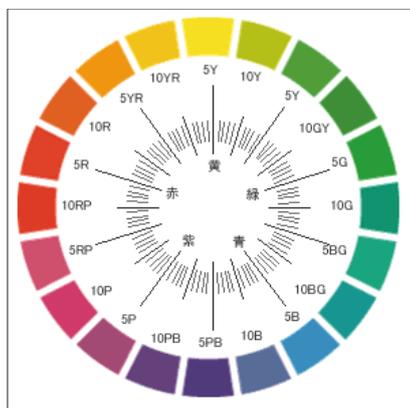
: この色見本は近似色であり、実際と異なる場合があります。

色彩とは

- ・ 外壁等の色彩を表すために、景観形成基準では「マンセル表色系」による記号（マンセル値）を用いています。「マンセル表色系」は、JIS(日本工業規格)等にも採用されている国際的な色彩の尺度です。色相、明度、彩度の3つの属性の組合せによって、色彩を正確に表現します。
- ・ マンセル値は色相、明度、彩度の順に表記されます。

色相・明度・彩度

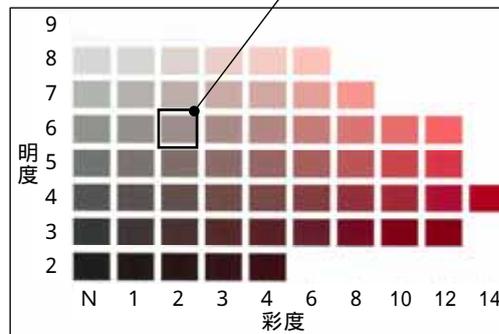
色相	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤や青といった色あいを表します。 ・ 赤、黄、緑、青、紫の5色と、それぞれの間の黄赤、黄緑、青緑、青紫、赤紫を加えた10色が基本になります。その頭文字のアルファベット（赤はR、黄赤はYR、黄はY、黄緑はGY、緑はG、青緑はBG、青はB、青紫はPB、紫はP、赤紫はRP）と、その度合いを示す1から10の数字を組みあわせて表現します。 ・ 白、黒、灰といった無彩色の色相はNと表現します。
明度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色の明るさを表します。 ・ 明るい色ほど数値が大きくなります。 ・ 完全な白を10、完全な黒を0として、その間を等間隔に区分しています。ただし、実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。
彩度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色の鮮やかさを表します。 ・ 鮮やかな色ほど数値が大きくなります。ただし、彩度の最大値は色相、明度によって異なります。 ・ 白、黒、灰といった無彩色は、彩度0となります。



マンセル表色系の色相環

マンセル値の表現と読み方

色相 明度 彩度
5 R 6.0 / 2.0
(5アール6の2)



彩度と明度の関係（色相5R）の場合

屋根の基調となる色について

- ・ 屋根の基調となる色（基調色）については、海上からの眺めのほか、山頂展望台や高台等から見下ろす眺めにも配慮するため、低明度かつ低彩度の色彩の使用に努めてください。

数値基準の適用除外

- ・ 着色を施していない木材、漆喰、土塗壁、石材、レンガ、菊間瓦等の自然素材又は伝統的な手法で作られた素材を使用する場合は、数値基準の適用除外とします。これらは、色彩の数値だけ見ると華やかなものでも表面のざらつきや凹凸による陰影、経年変化等により周辺になじんで見えます。
- ・ 高彩度色として認識されるような着色を施していないガラスについては、周辺景観の色彩を反映し、その色彩が一定とはならない可能性がありますので、数値基準の適用除外とします。



菊間瓦を使用した美しい集落の景観

(3) 素材

ア 光沢のある素材を屋根、壁面の大部分にわたって使用しないこと。

解説

- ・ 光の反射が強い素材は、目立ちやすく、また反射した光が近隣に影響を与えることがあります。そのため、色彩基準に適合する色であっても光沢のある素材を使用する場合は、できるだけ光沢を抑えることや大きな面積で使用しないことへの配慮を求めるものです。
- ・ なお、太陽電池や太陽熱温水器等の自然エネルギー利用設備の設置を阻害するものではありません。

光沢のある素材とは

- ・ 光沢を抑える工夫を施していないステンレス、アルミを指します。これらの素材を使用する面積が、屋根又は壁面それぞれの面積の過半を超えないようにしてください。
- ・ 上記以外の金属やその他の光沢のある素材を使用する場合であっても、できるだけ周辺景観との調和に努めてください。

(4) 緑化・樹木等の保全

ア 敷地内の緑化に努めること。緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。

解説

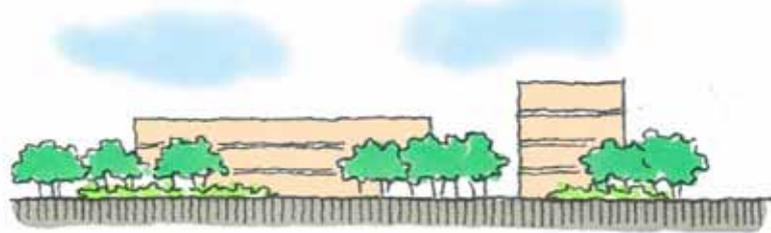
- ・ 建築物等と緑が一体となって、連続する山並みや農地等と調和した景観を形成するよう配慮を求めるものです。
- ・ 緑化は、最も効果的な修景手法の1つです。敷地境界部や建築物の近傍においては、緩衝効果や遮へい効果、あるいはランドマーク性を見込んだ緑化修景の工夫に努めてください。



樹木の配置方法について

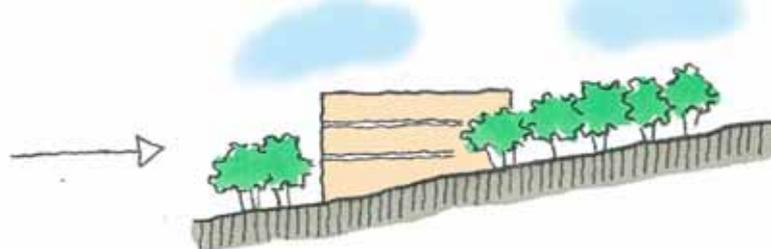
- ・ 大規模な建築物は遠方からも目立つため、海上からの眺めや農地越しに見る景観を考慮して、建築物が緑の中に見え隠れするように樹木を配置してください。

建築物が緑の中に見え隠れする樹木の配置イメージ



緑化の効果をもとめるため、植栽の密度に変化を持たせる

海上等からの眺めに配慮した樹木の配置イメージ



斜面地では、谷側（斜面下側）の既存樹林保全や植栽が重要

樹種の選定について

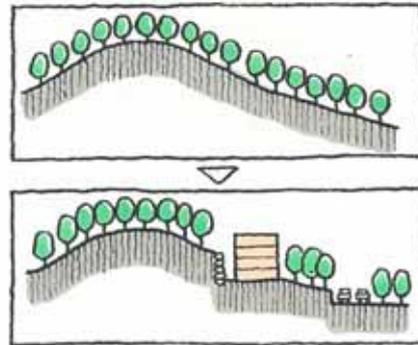
- ・ 樹種の選定に当たっては、地域の自然条件に適した植物が一般に長年にわたって安定的に成育するため、地域の自然植生を目安とした樹種を採用し、できるだけ外来種の採用は避けてください。
- ・ 修景緑化樹種一覧(57ページから62ページ)を樹種の選定の参考としてください。

イ 敷地内に生育する樹林は、できる限り保全に努めること。

解説

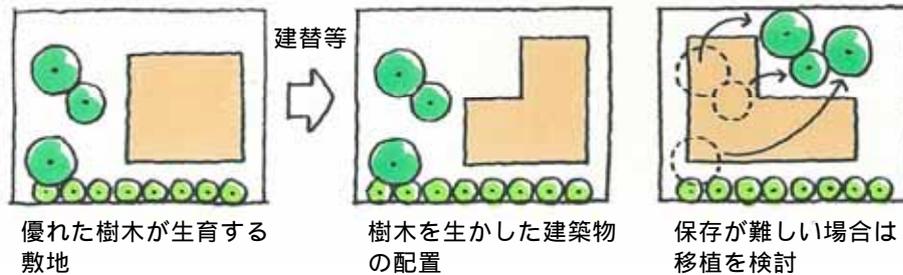
- ・ 長い年月をかけて生育した樹林、樹木は、その地域の景観の向上に重要な役割を果たしています。そのため、やむを得ず既存樹林を伐採する必要がある場合は、必要最小限にとどめるよう配慮を求めるものです。
- ・ また、敷地内に優れた樹木がある場合は、これらをできるだけ修景に生かせるよう建築物の配置について配慮を求めるものです。

既存樹林の保全イメージ



既存樹林の伐採は、最小限にとどめる

敷地内の優れた樹木を生かした建築イメージ



工作物の建設等に係る事項

景観形成基準

項目	景観形成基準
1．形態、意匠	<p>ア 地域を代表する歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、形態及び高さ等を総合的に検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。</p>
2．色彩	<p>ア 外壁の基調となる色は、けばけばしい色彩とせず、次の色彩を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材又は伝統素材を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>R（赤）系、Y R（黄赤）系、Y（黄）系の色相で、彩度が6を超えるもの、又は、明度が8を超えるもの。</p> <p>その他の色相で、彩度が4を超えるもの、又は、明度が8を超えるもの。</p>
3．緑化・樹木等の保全	<p>ア 敷地内の緑化に努めること。緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。</p> <p>イ 敷地内に生育する樹林は、できる限り保全に努めること。</p>
4．その他	<p>ア 携帯電話基地局を設置する場合は、できる限り他の事業者との共同設置や共用化に努めること。</p>

(1) 形態、意匠

ア 地域を代表する歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、形態及び高さ等を総合的に検討し、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。

- ・ 建築物の基準に準じるものとします。22 ページを参考にしてください。

(2) 色彩

ア 外壁の基調となる色は、けばけばしい色彩とせず、次の色彩を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材又は伝統素材を使用する場合は、この限りでない。

R (赤) 系、Y R (黄赤) 系、Y (黄) 系の色相で、彩度が 6 を超えるもの、又は、明度が 8 を超えるもの。

その他の色相で、彩度が 4 を超えるもの、又は、明度が 8 を超えるもの。

- ・ 建築物の基準に準じるものとします。24 ページから 27 ページを参考にしてください。

(3) 緑化・樹木等の保全

ア 敷地内の緑化に努めること。緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。

イ 敷地内に生育する樹林は、できる限り保全に努めること。

- ・ 建築物の基準に準じるものとします。28 ページと 29 ページを参考にしてください。

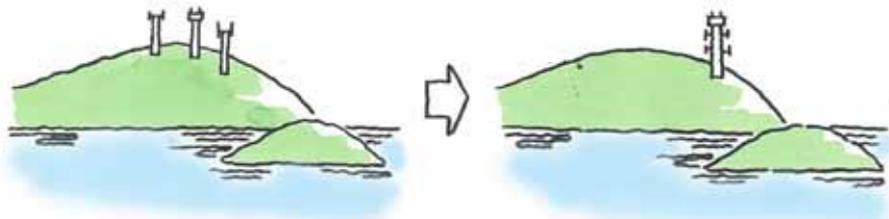
(4) その他

ア 携帯電話基地局を設置する場合は、できる限り他の事業者との共同設置や共用化に努めること。

解説

- ・ 携帯電話は市民生活に欠かせないものですが、基地局の鉄塔が尾根に乱立することで、連続した稜線がつくる美しい景観が損なわれる場合があります。そのため、海上から眺められる山稜に携帯電話基地局を設置する場合は、複数の鉄塔が見えることが無いように配慮を求めるものです。

携帯電話基地局の共用化イメージ



開発行為に係る事項

景観形成基準

項目	景観形成基準						
1. 位置	<p>ア 山稜の近傍においては、稜線を乱さない低い位置とすること。</p>						
2. 土地の造成	<p>ア 開発区域の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30 % を超えないものであること。ただし、次の規定を満足すると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>開発区域の面積に対して、次の表に掲げる割合以上の面積の樹林が当該開発区域内に保全される（新たに造成することとなる樹林の面積を含む）こと。</p> <table border="1" data-bbox="576 927 1275 1070"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>樹林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0ha 以上</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>1.0ha 未満</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>開発区域内の建築物等及び開発行為によって生じることとなる法面等が景観形成上の支障とならないこと。</p> <p>イ 傾斜のある土地の形状を変更する場合は、現況地形を生かす工夫を行うこと。</p> <p>ウ 長大な法面又は擁壁を生じさせないように努めること。やむを得ない場合は、地域の自然植生を考慮した樹木等により緑化修景を行うこと。</p>	開発区域の面積	樹林の面積の割合	1.0ha 以上	60%	1.0ha 未満	50%
開発区域の面積	樹林の面積の割合						
1.0ha 以上	60%						
1.0ha 未満	50%						
3. 緑化・樹木等の保全	<p>ア 周辺の樹林と調和した景観を形成するよう開発区域内に一定の緑地を確保すること。</p> <p>イ 緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。</p> <p>ウ 樹林の伐採は、必要最小限にとどめること。</p>						

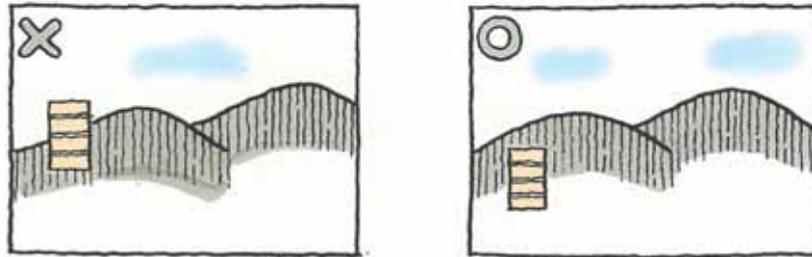
(1) 位置

ア 山稜の近傍においては、稜線を乱さない低い位置とすること。

解説

- ・ 島影等をつくる稜線は、長い歴史の中で形づくられてきたもので、地域の特徴的な景観を構成する最も重要な要素となっています。そのため、このような地域の特徴的な景観を壊さないように、開発地の選定について配慮を求めるものです。

稜線を越えない建築物等のイメージ



海上からの眺望を妨げないように予定建築物等が稜線を越えない位置とする

(2) 土地の造成

ア 開発区域の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30 %を超えないものであること。ただし、次の規定を満足すると認められる場合は、この限りでない。

開発区域の面積に対して、次の表に掲げる割合以上の面積の樹林が当該開発区域内に保全される（新たに造成することとなる樹林の面積を含む）こと。

開発区域の面積	樹林の面積の割合
1.0ha 以上	60%
1.0ha 未満	50%

開発区域内の建築物等及び開発行為によって生じることとなる法面等が景観形成上の支障とならないこと。

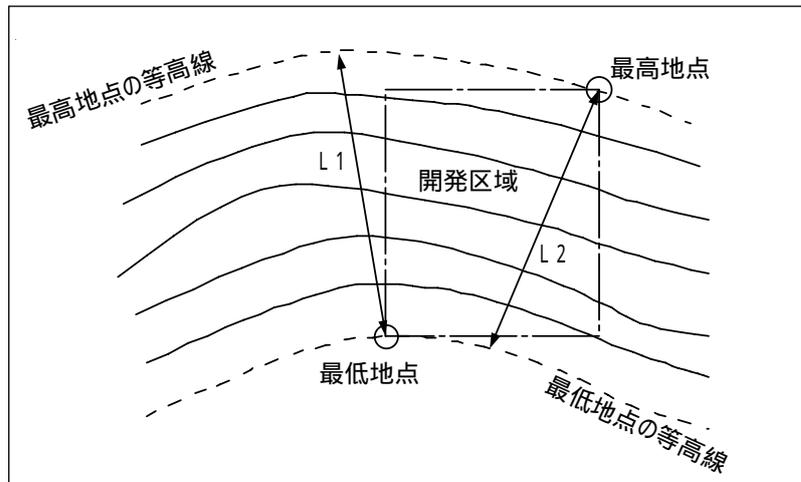
解説

- ・ 鳥影等をつくる山腹の緑は、稜線と同様に地域の特徴的な景観を構成する最も重要な要素となっています。特に、急勾配の斜面地の開発は、遠方から見た場合に景観が大きく変わってしまうような大規模な土地の改変が生じるため、海上等からの眺めを大きく阻害するものとなります。そのため、土地の勾配が 30 %を超える急勾配の斜面地の開発は、原則として行わないようにしてください。
- ・ 基準の内容は、急勾配の斜面地の開発を禁止するものではありませんが、急勾配の斜面地の造成を伴う場合は、既存樹林の保全等について、特段の配慮を求めています。

開発区域の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配とは

- ・ 次の L 1、L 2 の直線のうち短い方の直線の勾配を指します。
 L 1：開発区域の標高の最低地点から、最高地点と等しい等高線までの最短距離
 L 2：開発区域の標高の最高地点から、最低地点と等しい等高線までの最短距離

土地の勾配の算定方法



勾配が30%を超える土地を開発する場合の措置

一定の割合以上の既存樹林の保全について

- ・ 周囲の自然環境を保全するための緩衝帯として、また山林と新たな開発との景観的な調和を図るため、開発規模に応じた適切な規模（開発区域の面積に対して50%以上又は60%以上）の既存樹林を残してください。
- ・ 防災対策などやむを得ない理由により伐採を行った後、新たに樹林を造成する場合など、新たな造成樹林も保全樹林面積に算入することができます。

建築物や法面等が景観形成上の支障とならないことについて

1) 谷側（斜面下側）の緑地帯の確保

- ・ 海上等からの眺めを阻害しないように、既存樹林の保全等により、谷側（斜面下側）には幅3m以上の緑地帯を設けてください。

2) 現状の地形の保全

- ・ ひな壇造成にあっては、段単位で現状の地形及び既存樹林を保全してください。

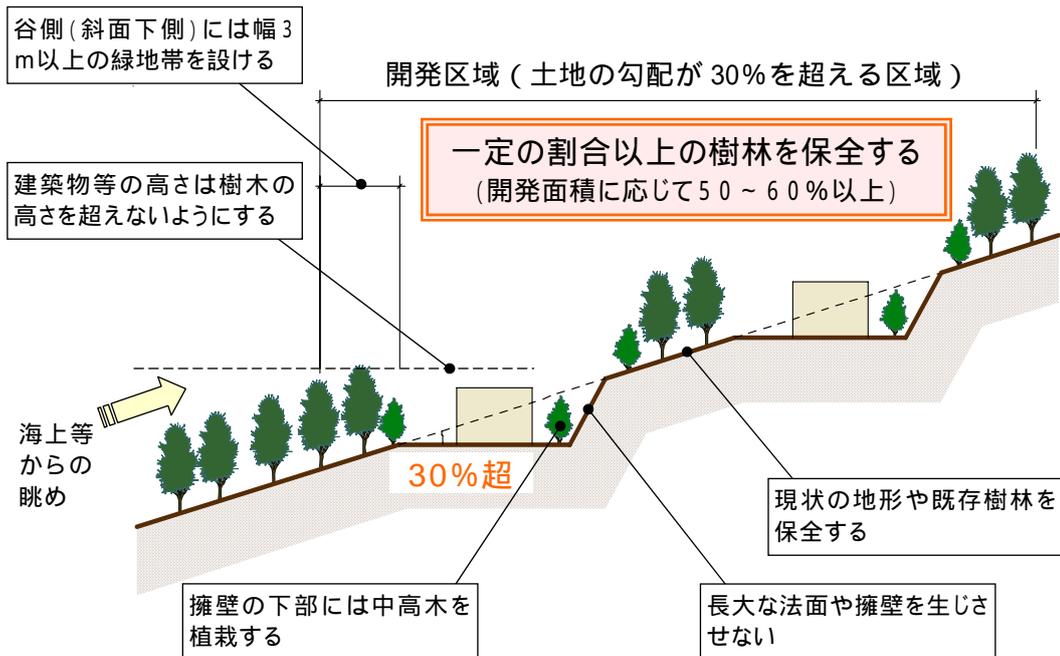
3) 擁壁等の高さ

- ・ 切土又は盛土によって生じる法の高さは5m以下としてください。高さが3mを超える擁壁の下部には、中高木を植栽してください。

4) 予定建築物等の高さ

- ・ 予定建築物等にあっては、海上等から見て開発区域周辺の山林から著しく突出しないように、その配置、形態及び高さを工夫してください。

土地の勾配が30%を超える場合の開発イメージ



- イ 傾斜のある土地の形状を変更する場合は、現況地形を生かす工夫を行うこと。
- ウ 長大な法面又は擁壁を生じさせないように努めること。やむを得ない場合は、地域の自然植生を考慮した樹木等により緑化修景を行うこと。

解説

- ・ 土地の勾配が 30 %以下であっても造成を伴う開発を行う場合は、周辺の山林との景観的な調和を乱すことがないように配慮を求めるものです。斜面地の開発に当たっては、できるだけ現状の地形を残すようにして、擁壁等の高さを抑えた造成計画としてください。

現況地形を生かす工夫について

- ・ 最小限の造成にとどめるよう工夫してください。既存樹林を保全することで、海上等からの眺めに対する影響が少なくなります。

現況地形を生かして自然景観に配慮した事例



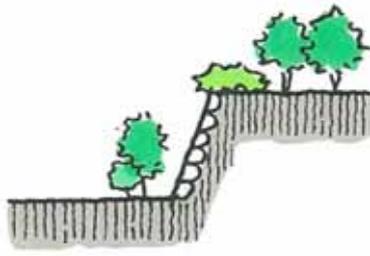
長大な法面又は擁壁とは

- ・ 切土又は盛土によって生じる法の高さが 5 m を超えるものを指します。

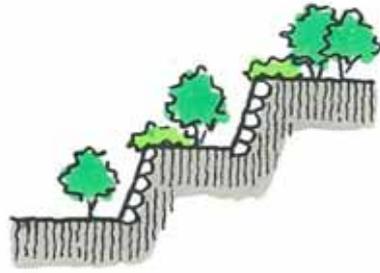
長大な法面や擁壁の緑化修景について

- ・ やむを得ず長大な法面や擁壁が生じる場合は、樹木や地被植物、つる植物等を用いて緑化修景を行ってください。なお、開発地周辺の道路や海上など遠方からも見えない箇所については、必ずしも緑化修景を行う必要はありません。
- ・ 高さが 5 m を超える擁壁の下部には、中高木を植栽してください。擁壁は、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたくうえで緑化を施すと効果的です。
- ・ 岩石など緑化が困難な土質の法面にあっては、法面の下部に中高木を植栽するなど、できるだけ法面が目立たなくなる工夫をしてください。

擁壁の緑化修景イメージ

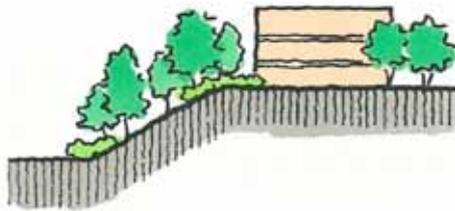


擁壁の下部に中高木を植栽

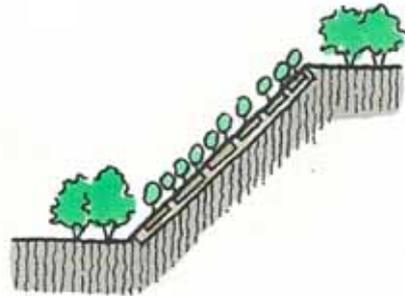


ひな壇状の擁壁で圧迫感を軽減させて緑化

法面の緑化修景イメージ

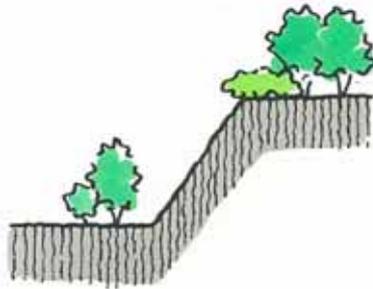


苗木や地被植物による緑化



急な法面は、法枠等を用いて苗木や地被植物で緑化

緑化が困難な土質の法面の修景イメージ



法面の下部に中高木を植栽

地域の自然植生を考慮した樹木等による法面緑化の事例



(3) 緑化・樹木等の保全

ア 周辺の樹林と調和した景観を形成するよう開発区域内に一定の緑地を確保すること。

イ 緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。

解説

- ・ 連続する山並みや農地等と新たな開発との景観的な調和を図るため、また、周辺の環境を保全するための緩衝帯として、適切な規模の緑地の確保を求めるものです。

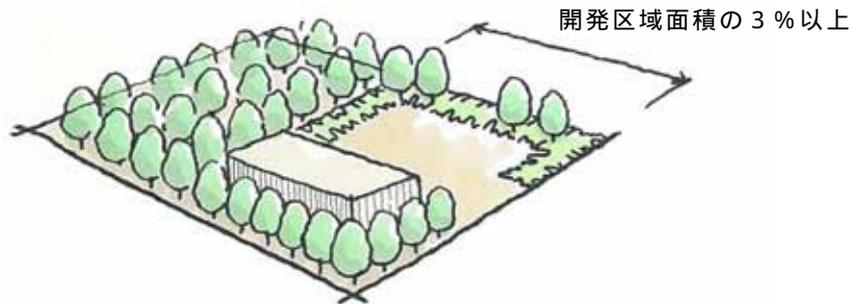
緑地とは

- ・ 樹木や地被植物が適切な割合で植栽され、景観上の遮へい・緩衝・演出等の効果を有する、次に掲げる土地を基本とします。
 - 1) 樹木が生育する 10 m^2 を超える区画された土地であって、次のいずれかに適合するもの及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの
 - イ 10 m^2 当たり中高木が1本以上あること。
 - ロ 20 m^2 当たり中高木が1本以上及び低木が20本以上あること。
 - 2) 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限ります。)で表面が被われている 10 m^2 を超える土地

一定の緑地を確保することについて

- ・ 開発区域の境界部等では、開発区域の面積に対して3%以上の緑地面積を確保して、緑化修景を工夫してください。

緑地の確保イメージ



樹種の選定について

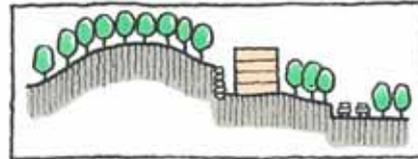
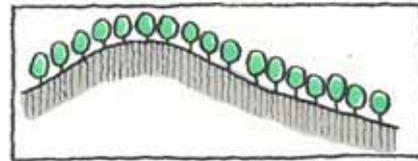
- ・ 樹種の選定に当たっては、地域の自然条件に適した植物が一般に長年にわたって安定的に成育するため、地域の自然植生を目安とした樹種を採用し、できるだけ外来種の採用は避けてください。
- ・ 修景緑化樹種一覧(57ページから62ページ)を樹種の選定の参考としてください。

ウ 樹林の伐採は、必要最小限にとどめること。

解説

- ・ 長い年月をかけて生育した樹林、樹木は、その地域の景観の向上に重要な役割を果たしています。そのため、やむを得ず既存樹林を伐採する必要がある場合は、必要最小限にとどめるよう配慮を求めるものです。

既存樹林の保全イメージ



既存樹林の伐採は、最小限にとどめる

土石の採取に係る事項

景観形成基準

項目	景観形成基準
1. 遮へい措置	ア 外部から容易に望見できる場合は、敷地周囲の緑化等により遮へい措置を講ずること。
2. 事後措置	ア 行為後は、跡地の整正に努めるとともに、緑化による修景を行うこと。 イ 緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。

(1) 遮へい措置

ア 外部から容易に望見できる場合は、敷地周囲の緑化等により遮へい措置を講ずること。

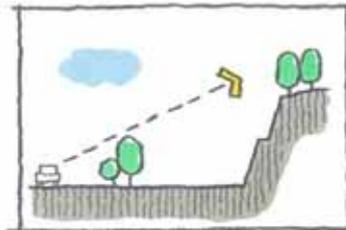
解説

- ・ 土石の採取は通常、採取場の規模が大きく、山の斜面など人の目につきやすい場所で行われることが多いため、周辺の景観に大きな影響を与えます。そのため、土石の採取においては、海上や主要な道路から見えにくい位置とするなど、採取場の位置の選定について配慮を求めるものです。やむを得ず行為地が外部から容易に望見できる場合は、敷地周囲の緑化修景を工夫してください。

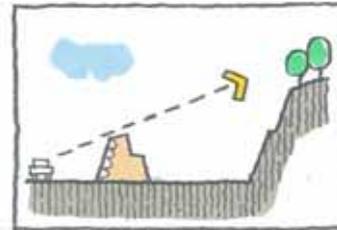
敷地周囲の緑化等による遮へい措置について

- ・ 採取する土地が目立たないように、常緑中高木の植樹や生垣の造成を行うか、化粧性のある塀や石積、あるいは緑化を組み合わせた塀等を設けてください。

緑化等による遮へいイメージ



常緑の中高木による遮へい



地場石材等の石積による遮へい

(2) 事後措置

ア 行為後は、跡地の整正に努めるとともに、緑化による修景を行うこと。
イ 緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。

解説

- ・ 土石の採取場が裸地のままでは、景観上の支障が生じ易く、また、土石採取に伴う災害の未然防止が求められます。そのため、土石の採取の終了後においては、周辺の景観への影響ができる限り少なくなるよう、自然復元について配慮を求めるものです。
- ・ 土石の採取が終了すれば跡地を整正し、できるだけ周辺の地形との調和に努めるとともに、緑化修景を工夫してください。

樹種の選定について

- ・ 樹種の選定に当たっては、地域の自然条件に適した植物が一般に長年にわたって安定的に成育するため、地域の自然植生を目安とした樹種を採用し、できるだけ外来種の採用は避けてください。

- ・ 修景緑化樹種一覧(57 ページから 62 ページ)を樹種の選定の参考としてください。

屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積に係る事項

景観形成基準

項目	景観形成基準
1. 堆積の形態	ア 堆積物の高さをできる限り低くするとともに、整然とした堆積に努めること。
2. 遮へい措置	ア 外部から容易に望見できる場合は、敷地周囲の緑化等により遮へい措置を講ずること。 イ 緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。

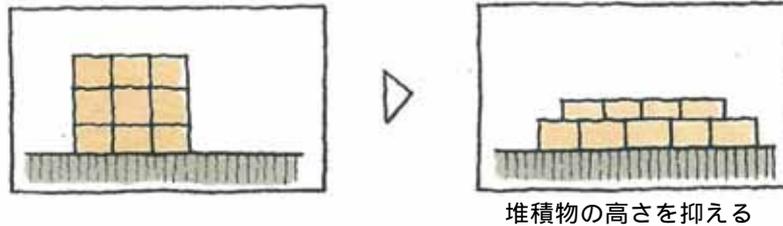
(1) 堆積物の形態

ア 堆積物の高さをできる限り低くするとともに、整然とした堆積に努めること。

解説

- ・ 雑然とした土石、廃棄物、再生資源の野積みは、豊かな自然環境の中にあって非常に見苦しい印象を与えます。そのため、できるだけ野積みによる保管を避けるとともに、やむを得ず野積み保管を行う場合は、周辺景観への違和感の軽減について配慮を求めるものです。

周辺景観に配慮した堆積イメージ



(2) 遮へい措置

ア 外部から容易に望見できる場合は、敷地周囲の緑化等により遮へい措置を講ずること。

イ 緑化に当たっては、地域の自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が図られる樹種を選定すること。

- ・ 土石の採取の基準に準じるものとします。41 ページと 42 ページを参考にしてください。

4. 届出の様式

景観法に基づく届出の様式

- ・ ここでは、届出の様式を用意しています。本解説書から必要な様式をコピーして使用してください。また、市の公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

- 景観計画区域内行為届出書（今治市景観条例施行規則 別記様式第1号）
- 景観計画区域内行為変更届出書（今治市景観条例施行規則 別記様式第2号）
- 景観計画区域内行為完了（中止）届出書（今治市景観条例施行規則 別記様式第5号）

別記様式第1号（今治市景観条例施行規則第3条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

今治市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電 話

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の種類 (詳細は別紙のとおり)	建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）		
	工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）		
	<input type="checkbox"/> 開発行為		
	<input type="checkbox"/> 土石の採取		
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積		
行為の場所			
行為の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
設計者	住所		
	氏名	電話番号	
届出内容 の照会先	住所		
	氏名	電話番号	
行為地の現況と 景観上特に配慮 した事項		※ 受付 欄	

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- この届出書は、正副2通提出してください。

※ 通 知 欄	適合通知書	第	号
	上記届出は、今治市景観計画に適合すると認められるので通知します。		
	年 月 日	今治市長	印

(別紙)

設計又は施工方法	建築物	用途					
				届出部分	既存部分	合計	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積		m ²	m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	m	m
		外観の変更面積		m ²	m ²	m ²	m ²
		構造・地上階数		構造：		階数：	
		屋根の形態		形態：		勾配：	
		屋上に設置する建築設備					
		仕上げ材料	屋根				
	外壁						
	色彩	屋根					
		外壁	基調： 強調：				
	工	種類					
				届出部分	既存部分	合計	
		築造面積		m ²	m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	m	m
		外観の変更面積		m ²	m ²	m ²	m ²
		構造					
		仕上げ材料					
	色彩			基調： 強調：			
		種類					
	開発行為	予定建築物等の用途					
		開発区域の面積		m ²			
		開発区域の土地の勾配		30%を超える場合の樹林面積の割合：			
		法面、擁壁の高さ及び法面の処理		法面の処理：			
		緑地面積		m ²			
	屋外における採石又は堆積	区分		<input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 土石、廃棄物、再生資源の堆積			
		面積		m ²			
		堆積物の種類					
		堆積物の高さ					
		期間		年 月 日から 年 月 日まで			

備考

- 1 色彩は、マンセル値を記載してください。
- 2 法面の処理は、緑化、擁壁、法枠、モルタル吹付等について具体的に記載してください。

別記様式第2号（今治市景観条例施行規則第5条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

今治市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電 話

景観法第16条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所			
当初の届出書 受付年月日・番号		年 月 日	受付第 号
変更の概要			
変 更 事 項		変更前	変更後
届出内容 の照会先	住所		
	氏名	電話番号	
景観上特に配慮 した事項		※ 受 付 欄	

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 ※印の欄は、何も記入しないでください。
- 3 この届出書は、正副2通提出してください。

※ 通 知 欄	適合通知書	第 号
	上記届出は、今治市景観計画に適合すると認められるので通知します。	
	年 月 日	今治市長 印

別記様式第5号（今治市景観条例施行規則第8条関係）

景観計画区域内行為完了（中止）届出書

年 月 日

今治市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

電 話

景観法第16条第1項（第2項）の規定により届け出た行為を完了（中止）したので、今治市景観条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の所在地	
行為の種類	
届出年月日 及び受付番号	年 月 日 受付第 号
適合通知年月日 及び通知番号	年 月 日 第 号
行為の完了又は中止 年 月 日	年 月 日
行為を中止した ときはその理由	（中止の場合のみ記入）

備考

- 1 行為を完了したことが分かるカラー写真を添付してください。

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 現地確認年月日	年 月 日
※ 確認結果	合 ・ 否

景観形成基準チェックシート

- 届出書に必要な添付書類として、所定の書類とともに本チェックシートを提出してください。本解説書から必要な様式をコピーして使用してください。また、市の公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- チェックシートには、該当する行為の種類ごとに、良好な景観形成のために具体的に配慮した内容等を記入してください。

景観形成基準チェックシート(共通)

届出者		行為の場所	
-----	--	-------	--

※ にチェック(レ)をしてください。

行為地の景観特性			
景観計画の内容の確認	<input type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 未確認		
行為地の景観特性 (該当する特性すべてについて記入)	島嶼部	<input type="checkbox"/> 多島海の眺め <input type="checkbox"/> 瀬戸の眺め <input type="checkbox"/> 独立峰の眺め <input type="checkbox"/> 海辺の集落の眺め <input type="checkbox"/> その他	(その他の場合は具体的に記入)
	陸地部	<input type="checkbox"/> 山並みの眺め <input type="checkbox"/> 川の眺め <input type="checkbox"/> 里の眺め(集落の眺め) <input type="checkbox"/> 多島海と瀬戸の眺め <input type="checkbox"/> 海辺の集落の眺め <input type="checkbox"/> その他	
海上からの眺望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (主な視点場: _____)		

※「行為地の景観特性」の欄は、「景観計画の解説」の9ページから19ページを参考に記入してください。

※ にチェック(レ)をしてください。

景観形成の視点	
景観形成の視点	<input type="checkbox"/> 地形、樹林等の特徴的な景観を壊さないように配慮した <input type="checkbox"/> 斜面地の開発は樹林地と調和させた <input type="checkbox"/> 既存の樹林を適切に保全した <input type="checkbox"/> 大規模な建築物等を目立たなくするように工夫した <input type="checkbox"/> 背後の山並みとの連続性を確保した <input type="checkbox"/> 民家との連続性や統一感に配慮した <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入: _____)
設計コンセプト等	(設計コンセプト、具体的に配慮した事項等を記入)

※「設計コンセプト等」の欄への記入は任意です。景観計画との適合状況について補足説明する場合など、必要に応じて記入してください。

景観形成基準チェックシート(建築物又は工作物)

建築物の建築等

※ にチェック(レ)をしてください。

項 目		チェック欄	配慮した事項 「はい」の場合は内容を記入 「いいえ」「該当しない」の場合は理由を記入
形態、 意匠	地域を代表する歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	
	周辺の建築物の多くが伝統的ないぶし瓦の勾配屋根を持った地区にあつては、周辺の家並みとの調和に配慮した屋根としていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	
	屋上に設ける建築設備は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	
色彩	外壁及び屋根の基調となる色は、高彩度、高明度でない色彩を使用していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
素材	光沢のある素材の使用は控えていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
緑の 化保・ 全樹木	地域の自然植生を考慮した樹木等により、敷地内の緑化に努めていますか。若しくは、敷地内に生育する樹木の保全に努めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

工作物の建設等

※ にチェック(レ)をしてください。

項 目		チェック欄	配慮した事項 「はい」の場合は内容を記入 「いいえ」「該当しない」の場合は理由を記入
形態、 意匠	地域を代表する歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、景観への影響を最小限にとどめるよう配慮していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	
色彩	外壁の基調となる色は、高彩度、高明度でない色彩を使用していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
緑の 化保・ 全樹木	地域の自然植生を考慮した樹木等により、敷地内の緑化に努めていますか。若しくは、敷地内に生育する樹木の保全に努めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他	携帯電話基地局を設置する場合は、他の事業者との共同設置や共用化に努めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

景観形成基準チェックシート(開発行為)

開発行為

※ にチェック(レ)をしてください。

項 目		チェック欄	配慮した事項 「はい」の場合は内容を記入 「いいえ」「該当しない」の場合は理由を記入
位置	山稜の近傍においては、稜線を乱さない低い位置としていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	
土地の造成	開発区域の土地の勾配が30 %を超えていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	(「はい」の場合のみ記入) 開発区域の面積に対して、50～60%以上の樹林地を保全していますか。(新たに造成することとなる樹林地を含む)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	予定建築物等及び開発行為によって生じることとなる法面等が景観形成上の支障となっていないですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	傾斜のある土地の形状を変更する場合は、現況地形を生かす工夫を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	
	長大な法面又は擁壁を生じさせないように努めていますか。 やむを得ない場合は、地域の自然植生を考慮した樹木等により緑化修景を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
緑の化保全樹木	地域の自然植生を考慮した樹木等により、開発区域内に一定の緑地を確保していますか。 また、樹木の伐採は、必要最小限にとどめていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

景観形成基準チェックシート(土石の採取又は屋外における堆積)

土石の採取

※ にチェック(レ)をしてください。

項 目		チェック欄	配慮した事項 「はい」の場合は内容を記入 「いいえ」「該当しない」の場合は理由を記入
遮へい措置	外部から容易に望見できる場合は、敷地周囲の緑化等により遮へい措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	
事後措置	行為後は、跡地の整正に努めるとともに、地域の自然植生を考慮した樹木等により緑化修景を行うため、緑化を施しやすい工法を採用していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積

項 目		チェック欄	配慮した事項 「はい」の場合は内容を記入 「いいえ」「該当しない」の場合は理由を記入
堆積の形態	堆積物の高さをできる限り低くするとともに、整然とした堆積に努めていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
事後措置	外部から容易に望見できる場合は、敷地周囲の緑化等により遮へい措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	

5. 参考資料

修景緑化樹種一覧

- ・ 緑化樹種の選定の際の参考資料として、「瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）管理計画」（平成22年6月1日）に掲載されている「瀬戸内海国立公園愛媛県地域に適する修景緑化樹種一覧表」を抜粋しています。

■ 高木

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
アオギリ	速	中	陽	落葉	花(6~7)	強	強
アカマツ	速	乾	陽	常緑		弱	弱
アカメガシワ	速	中	陽	落葉	花(6~7)	強	強
アキニレ	速	湿	半陽	落葉	花(8~9)	強	中
アベマキ	速	中	陽	落葉	果(10頃茶熟)	中	-
アラカシ	速	中	半陽	常緑	果(10頃茶熟)	中	強
イスノキ	遅	中	陰	常緑	果(10頃茶熟)	中	中
イヌマキ	中	湿	陽	常緑	果(12頃暗赤熟)	強	強
イブキ	遅	乾	半陽	常緑	果(10~11)	強	強
イロハモミジ	速	湿	半陽	落葉	紅葉(10~11)	弱	弱
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常緑	果(11頃茶熟)	強	強
エゴノキ	速	中	陽	落葉	花(5~6)	強	弱
エノキ	速	中湿	半陽	落葉	果(10頃黒熟)	弱	中
カクレミノ	遅	湿	陰	常緑	果(10頃黒熟)	強	強
カゴノキ	中	中	陰	常緑	果(8頃赤熟)	-	-
カナクギノキ	速	乾	陽	落葉	果(10頃赤熟)	-	-
カナメモチ	速	中	陰	常緑	新芽、若葉赤色	中	中
カヤ	速	中	陽	常緑	果(11頃紫茶熟)	-	-
クスノキ	速	中	中	常緑	果(12頃黒紫熟)	強	強
クヌギ	速	乾	陽	落葉	果(10頃茶熟)	中	中
クロガネモチ	遅	湿	陰	常緑	果(12頃赤熟)	強	強
クロキ	中	中	陰	常緑	果(12頃紫黒熟)	-	-
クロマツ	中	乾	陽	常緑		強	中
ケヤキ	速	中	陽	落葉	果(10頃暗茶熟)	弱	中
コナラ	速	中	半陽	落葉	果(10頃暗茶熟)	中	中
ザイフリボク	速	乾	半陽	落葉	花(4~5)	強	中
サカキ	速	中	陰	常緑		中	中
サンゴジュ	速	中	陰	常緑	果(10頃赤熟)	強	強
スダジイ	遅	湿	陰	常緑	果(11頃黒茶熟)	強	中
シリブカガシ	速	中	陰	常緑		強	中
センダン	速	中	陽	常緑	花(5~6)	強	中
ソヨゴ	遅	中	陰	常緑	果(11頃赤熟)	-	-
タブノキ	速	中	陰	常緑		強	中
タラヨウ	速	中	陰	常緑	果(11頃赤熟)	中	中
ツブラジイ	遅	中	陰	常緑	果(11頃黒熟)	中	強
ナナミノキ	中	湿	陰	常緑	果(10頃赤熟)	-	-
ネズミサシ	遅	乾	陽	常緑		中	弱
ネムノキ	速	中	陽	落葉	花(6~7)	強	強
ハゼノキ	速	中	陽	落葉	紅葉(10~11)	強	中
ハネミヌエンジュ	速	中	半陽	落葉	花(7~8)	-	-
ヒメユズリハ	遅	中	半陽	常緑	果(12頃黒紫熟)	強	中
ホルトノキ	遅	中	陰	常緑	果(11頃青黒熟)	強	中

■ 高木（つづき）

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
ミズキ	速	湿	陰	落葉	花(5~6)	中	強
ムクノキ	速	中	半陽	落葉	果(10頃黒熟)	強	強
モチノキ	遅	中	陰	常緑	果(11頃赤熟)	強	強
モッコク	遅	湿	陰	常緑	果(11頃赤熟)	強	強
マユミ	中	中	陽	落葉	果(11頃淡紅熟)	-	-
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常緑	花(2~4)	強	強
ヤブニッケイ	中	中	陰	常緑	果(11頃赤熟)	強	中
ヤマザクラ	速	中	陽	落葉	花(3~4)	-	弱
ヤマモモ	遅	乾	陰	常緑	果(6頃赤熟)	強	強
ユズリハ	遅	湿	陰	常緑	果(12頃黒紫熟)	強	強

■ 低木

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
アオキ	速	湿	陰	常緑	果(12頃赤熟)	強	強
アカメヤナギ	速	乾	陽	落葉	花(4~5 赤熟)	-	-
アキグミ	中	中	半陽	落葉	果(11頃赤熟)	-	-
アセビ	遅	乾	半陽	常緑	花(4~5)	-	-
アブラチャン	速	湿	陰	落葉	花(3~4)	-	-
イソノキ	中	湿	陰	落葉	花(6~7)	-	-
イヌガヤ	遅	中	陰	常緑	果(10頃紅紫熟)	-	-
イヌザンショウ	中	中	陽	落葉		-	-
イヌツゲ	速	中	陰	常緑	果(11頃黒紫熟)	強	強
イヌビワ	中	中	半陽	落葉	果(11頃紫黒熟)	-	-
イボタノキ	速	中	半陽	落葉	果(11頃黒紫熟)	-	-
ウツギ	速	乾	陽	落葉	花(5~6)	-	強
ウメモドキ	中	中	陽	落葉	果(11頃赤熟)	-	-
ウリカエデ	速	乾	陽	落葉	花(4~5)	-	-
エゴノキ	中	乾	陽	落葉	花(5~6)	-	-
エニシダ	速	乾	陽	落葉	花(5~6)	強	強
オカメザサ	速	中	半陽	常緑		-	強
オンツツジ	中	乾	陽	落葉	花(4~6)	-	-
カジイチゴ	速	中	陽	落葉	果(6頃橙熟)	-	-
ガマズミ	速	中	陽	落葉	果(10頃赤熟)	-	-
カマツカ	中	中	半陽	落葉	果(12頃赤熟)	-	-
カンコノキ	中	中	陽	落葉		-	-
キブシ	中	中	半陽	落葉	果(10頃黄熟)	-	-
クサギ	速	湿	陽	落葉	花(7~9)	-	-
クスドイゲ	遅	中	陽	常緑	果(10~11黒熟)	強	-
クチナシ	遅	中	陰	常緑	花(6~7)	-	-
ケクロモジ	速	中	陽	落葉	果(9~10黒熟)	-	-
コックバネウツギ	中	乾	陽	落葉	花(5~6)	-	-
コバノガマズミ	中	中	半陽	落葉	花(4~6)	-	-
コバノミツバツツジ	中	中	陽	落葉	花(4)	-	-
コマユミ	中	中	半陽	落葉	果(11頃紫茶熟)	-	強
ゴンズイ	中	中	陽	落葉	果(9~10赤熟)	強	-
サンショウ	遅	中	半陽	落葉	果(10頃赤褐熟)	-	-
シキミ	中	湿	陰	常緑		-	-
シャシャンボ	中	乾	半陽	落葉	果(10頃黒紫熟)	-	-
シャリンバイ	遅	中	半陽	常緑	果(11頃黒紫熟)	強	強
シュロ	遅	中	陰	常緑		強	中
センリョウ	遅	湿	陰	常緑	果(12頃赤熟)	弱	弱
ソヨゴ	速	中	半陽	常緑	果(10~11赤熟)	-	-
タイミンタチバナ	中	中	半陽	常緑	果(11頃黒紫熟)	-	-
チャノキ	中	乾	陽	常緑	花(10~11)	-	-
ツクバネウツギ	中	乾	陽	落葉	花(5~6)	-	-

■ 低木（つづき）

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
ツルウメモドキ	速	中	半陽	落葉	果(10~12 黄熟)	-	-
ツルグミ	遅	中	陽	常緑	果(4 頃赤熟)	-	-
テリハノイバラ	速	乾湿	半陽	落葉	花(6~7)	強	-
トサノミツバツツジ	遅	乾	陽	落葉	花(4~5)	-	-
トベラ	中	乾湿	陰	常緑	花(5~6)	強	強
ナツハゼ	中	乾	陽	落葉	果(8~10 黒熟)	-	-
ナワシログミ	中	中	陰	常緑	果(4~5 赤熟)	強	強
ナンテン	遅	中	半陽	常緑	果(5~6 赤熟)	強	-
ニシキギ	速	乾	半陽	落葉	果(10~11 紫褐熟)	強	-
ネコヤナギ	速	湿	陽	落葉	花(2~3)	-	-
ネジキ	中	乾	陽	落葉	果(9~10 茶褐熟)	-	-
ネズミモチ	中	乾湿	陰	常緑	果(9~2 黒紫熟)	強	強
ノイバラ	速	中乾	陽	落葉	花(5~6)	-	-
ハギ類	速	乾	陽	落葉	花(5~10)	弱	-
ノリウツギ	速	乾	陽	落葉	花(7~8)	-	-
バイカウツギ	速	中	陽	落葉	花(5~6)	-	-
ハマゴウ	遅	乾	陽	落葉	花(7~8)	強	-
ハマヒサカキ	遅	乾	半陽	常緑	果(11~12 黒紫熟)	強	強
ヒイラギ	遅	中	陰	常緑	果(6~8 黒紫熟)	強	強
マサキ	中	乾湿	陰	常緑	果(12~2 淡紅灰熟)	強	強
ヒサカキ	遅	乾	陰	常緑	果(10~11 黒紫熟)	強	強
マルバウツギ	速	乾	陽	落葉	花(5~6)	-	-
マンリョウ	遅	中	陰	常緑	果(11 頃赤熟)	-	-
ミツバウツギ	速	乾	陽	落葉	花(5~6)	-	-
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落葉	果(10~11 紫熟)	-	-
ヤツデ	速	湿	陰	常緑	果(5~6 黒熟)	強	強
ヤブウツギ	速	中	半陽	落葉	花(5~6)	-	-
ヤブムラサキ	中	中	陽	落葉	果(11~12 紫熟)	-	-
ヤマツツジ	中	中	陽	落葉	花(4~5)	-	強
ヤマブキ	速	湿	半陽	落葉	花(4)	弱	-

■ 緑化樹木（ツル植物）

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
アケビ	速	中	陽	落葉	果(10~11 紫茶に熟)	-	-
イタビカズラ	速	乾	陰	常緑	果(9~11 黒紫に熟)	強	強
イワガラミ	中	乾	陽	落葉	花(6~7)	-	-
キズタ	遅	乾	陰	常緑	果(2~5 黒に熟)	-	強
スイカズラ	速	中	半陽	常緑	花(5~7)	強	強
テイカカズラ	中	中	半陽	常緑	花(5~6)	-	-
ビナンカズラ	速	乾	陰	常緑	果(10~11 赤に熟)	-	強
フジ	速	湿	半陽	落葉	花(4~6)	強	強
ミツバアケビ	速	中	陽	落葉	果(10 頃紫色を帯び)	-	-
ムベ	中	中	半陽	常緑	果(11 頃暗紫に熟)	-	-

今治市景観計画の解説

平成 23 年 9 月

平成 24 年 11 月変更

発行 今治市

編集 今治市都市建設部都市政策課

〒794-8511 今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1

TEL (0898) 36-1550